

令和4年10月11日 決算特別委員会 議事録
10時00分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 山崎 年一

副委員長 藤川 和弘

委員 賀屋 幸治、末広 天佑、小中 真樹雄、小田上 尚典、和田 芳弘、
寺岡 公章

副議長 網谷 芳孝

○欠席委員 なし

○山崎委員長 定足数に達していますので、これより、決算特別委員会を開会します。

当委員会における質疑のあり方につきましては、議会運営委員会の決定によりまして、予算・決算特別委員会質疑要領による委員会運営となりますので、委員の皆さん、職員の皆さん、御協力をお願いいたします。

なお、市長は公務のため、本日と明日の2日間不在と聞いております。お知りおきください。

開会に当たりまして、副市長から御挨拶をいただきます。

副市長。

○太田副市長 決算特別委員会の開催ありがとうございます。

市長が、今、委員長のほうから紹介がありましたが、東京での要望活動で2日間欠席させていただきますがよろしく願いいたします。

○山崎委員長 それでは、初めに、審査につきまして7点ほど御協力をお願いしたいと思います。

まず、1点目、質疑・答弁は本来の趣旨に沿ったものとし、簡潔明瞭に行っていただきたいと思います。また、委員の皆様には、前回、10月5日の決算特別委員会においても再確認をさせていただいておりますが、事前通告への御協力をお願いしております。円滑な会議運営のため、通告内容に基づいた質疑を行っていただきますようお願いいたします。なお、通告を提出されておられる委員の質疑から先に行わせていただきたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

次に、2点目、質疑に当たりましては、予定しているページと項目を最初に述べて質疑していただきたいと思います。これによりまして、執行部の方も資料の準備ができ、スムーズな議論ができるかと思えます。

3点目、数値を含む質疑につきましては、既に執行部から各種資料を提供していただいております。審査の過程で数値を必要とする場合は、委員におかれましては、提供されている資料などを十分確認の上、活用していただきたいと思えます。また、執行部の方は、質問の内容によっては、概数もしくは今把握されておられる数値により、答弁して差し支えないということにしたいと思えます。

4点目、委員におかれましては、質疑がある場合、挙手をして「委員長」と呼んでいただき、指名を受けて発言をお願いいたします。挙手がない場合は、2回目の質疑、3回目の質疑と進めてまいりますので、質疑がございましたら、早めに挙手をお願いしたいと思います。また、発言をされる際はマイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて、しっかりと聞き取れるようお願いいたします。

5点目、執行部が答弁をされる場合は、挙手をして「委員長」と呼んでいただき、委員長から指名を受けてください。指名を受けましたら、課名と職名などを名乗ってから答弁をしてください。

6点目、委員会室内では皆様の携帯電話はマナーモードに設定していただきまして、審査中に鳴ることがないように、いま一度御確認をお願いいたします。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、換気のための休憩を1時間を目安に定期的に取りたいと思います。また、円滑な会議進行につきましても御留意いただきますよう、改めて御協力をお願いいたします。

そして、委員の皆様にも改めてお知らせをいたしますが、今回の決算特別委員会では、決算審査を経て、来年度予算に対する議会提案をすることが決定しております。御留意の上、審査に臨んでいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

また、近年、予算特別委員会や決算特別委員会の運営などが少しずつ改善されております。この決算特別委員会におきましても、改善点や適正化されるもの等お気づきがありましたら委員長までお知らせください。来年度の決算特別委員会に向けて、議長に申し送りをしておきたいと思っております。

質疑に入る前に執行部から発言の申し出がありますので許可します。

総務部長。

○佐伯総務部長 おはようございます。

先にお配りをいたしました令和3年度大竹市決算書並びに決算説明書のうち、歳出事項別明細書及び令和3年度主要事業報告書につきまして、数値等に一部誤りがございました。既に、サイドブックに正誤表及び修正後のページを掲載しておりますが、改めて御説明をさせていただきます。

最初に、歳出事項別明細書の誤りでございますが、黄色の決算書の90ページ、右下の備考欄の数値でございます。サーバ機器等保守委託料でございますが、正しくは支出済額と同額の868万5,164円となります。本来、事項別明細書の作成に当たりましては、システムから出力されたものを印刷原稿とするため、予算額や支出済額、不用額等については、数値の計上誤りが起こることはありませんが、備考欄につきましては、同一の目内に同じ名称の科目がある場合、手作業での合算作業を行っておりますので、集計を誤ったことによるものでございます。

次に、主要事業報告書でございますが、誤りがあった箇所は3点ございます。

最初に、18ページ、左上の生活困窮者自立支援事業でございます。上側の表の令和3年度の数値でございますが、正しくは、事業費が1,907万円、財源内訳のうち、国県支出金が1,862万1,000円、一般財源が44万9,000円となります。なお、修正後の国県支出金1,862

万1,000円のうち、286万円については、令和4年度中に返還予定である旨の一文を欄外に加えるものでございます。

2点目は、同じく18ページ、右下の高齢者離島対策事業（介護サービス利用支援事業）でございます。事業の実施状況の表の中の令和3年度の福祉用具貸与の人数が7人となっておりますが、3人の誤りでございました。これに伴いまして、合計欄の人数も158人から154人となります。

最後に、32ページ、右上のダム周辺施設維持管理事業（キャッシュレス決済導入事業）でございます。説明文の1行目「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として」とすべきところ、「防止」という字句が欠落をしておりました。

説明は以上でございます。

このたびは、審査のための書類に多くの誤りがありましたことにつきまして、深くおわび申し上げます。

○山崎委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから日程第1、認第5号令和3年度大竹市一般会計決算を議題といたします。

第4款衛生費の質疑に入ります。

1回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

末広委員。

○末広委員 末広です。ちょっとトップバッターで聞かせていただきます。

決算133ページ、母子保健費のところなんですけども、妊産婦歯科健康診査委託料について、件数だけ見たら減少してるように見えるんですが、実際、出生数とかがここに載ってないので、割合がちょっと分からないので教えていただければと思います。

○山崎委員長 どうぞ。

○住田保健医療課主幹兼保健予防係長 保健医療課の住田です。

主要事業報告書の23ページに数値が掲載してありますので、こちらを合わせ見ながらお答えしたいと思います。

こちら対象者数が令和3年度は154名でしたので、妊婦さんの受診率が約44%、産婦さんの受診率が約42%というところでございます。

以上です。

○山崎委員長 末広委員。

○末広委員 ありがとうございます。

ちょっと数値を聞かせていただいて、実際、まちづくり基本計画実施計画目標値に比べて、ちょっとやっぱり低いなという印象があったんですけども、これ2年目になるんですかね。ここら辺、今どういうふうを考えられてるのかなと、見直すところとかこうしないといけないというところはあるのかなというところをちょっとお聞かせいただければと思います。

○山崎委員長 どうぞ。

○住田保健医療課主幹兼保健予防係長 保健医療課、住田です。

私どもは直接妊婦さんや産婦さんとお話をする機会がございますので、妊婦さんに至っては、母子健康手帳の交付のときの個別面談。あるいは、産後は産婦さん・赤ちゃんに訪問しますとか、乳児健康相談、4カ月の赤ちゃんの健診のときに、まだ使っておられないようでしたら、受診をされましようねということの御案内をしております。今のところ、個別にお話しができていたるところで対策をしているというのはありますけれども、もし何か向上策につながるものがあればというのは、今後、研究していきたいなと思っております。

以上です。

○山崎委員長 末広委員。

○末広委員 ありがとうございます。

これの質問について、もう1つのほうの同じ項目で質問があつて、こことあわせてこちらでも質問させていただければと思うんですけども、このまま次の質問でも大丈夫ですか。

○山崎委員長 はい、どうぞ。

○末広委員 同じく、133ページの母子保健費なんですけど、産婦健康診査助成事業について、ここに医療機関との連携とありますが、どのような連携をされているのかお答えください。お願いいたします。

○山崎委員長 主幹。

○住田保健医療課主幹兼保健予防係長 主に、産後のことが現状では多いんですけども、産科医療機関から、御本人の同意を得まして第一報が入ります。産後エジンバラ質問票というものを病院でもしていただきまして、これは産後鬱をなるべく早期に発見し、必要に応じて予防していこうというものなんですけれども、こちらをしまして、点数が一定の基準がございまして、こちらより高い点数の方、それに限らないことではあるんですけども主には点数が高い方という方は同意を得まして、こちらに連絡が入ります。それから、入院時の状況はどのようなことなどの情報提供書がまいりまして、その前後にとりあえず私どもから御一報を御本人様にお入れしてお話を伺ったり、「今いかがですか」や「赤ちゃんいかがですか」というようなお話を伺いながら、情報提供書をいただいた上で、最近、コロナの関係の電話のことも多いんですけども、なるべくそういう方に対しては訪問させていただいて、保健指導をしていくというような流れでやっております。

以上です。

○山崎委員長 末広委員。

○末広委員 ありがとうございます。

非常に大変な手続を踏まれながらやっているなという感想なんですけども、限られたリソースの中で、ほか機関との連携がこのネウボラ関係は重要になってくるとは思うんですけども、これ2年たってみて、さっきと同じような質問になるんですけども、そろそろ難しいところなんかも出てきたんじゃないかなと思います。ほかにもやってみたいようなことが、令和2年3月に実施計画のほうつくられて、いろんな計画を書きいただいて、これからやっていくところもあると思うんですけども、この1年間、これから、この2年

間やってきて見えたところが出てきた中で、可能な範囲でいいんですけども、今後の動きだったり、思いだったりをお聞かせいただければなと思います。よろしく願いいたします。

○山崎委員長 住田主幹。

○住田保健医療課主幹兼保健予防係長 御質問ありがとうございます。

確かに、令和2年8月から始めまして、今ですと2年経過したというところですね、比較的流れができてきたかなというところが、まず、走り出しありました。順調といえば順調なのかなと思ってますけれども、1つ気がかりといえば、まだ取り組めてないところといえば、小児科の先生方、日頃、個別にはお話をしているところはありますけれども、関係機関での、よく最近言葉にするんですが、顔の見える関係というところの連絡が取れるような仕組みづくりができたかなというふうには考えております。個別にはお話をしているところですけども、産科の先生方、小児科の先生方とあわせて私ども、あるいは保育士さん、地域のボランティアの方々、すごく幅を広げて言ってますけれども、このような形での顔の見える関係づくりをどうしていったらいいのかなというのが、1つ懸念としてございますので、今後、研究しながら、成し遂げていったらよろしいのかなと考えております。

以上です。

○山崎委員長 末広委員。

○末広委員 すみません、ちょっと答えづらい質問だったんですけど、お答えいただいて本当にありがとうございます。

私もすみません勉強不足で、一つ一つをお聞きすることはなかなか今は無理なんですけども、本当にいろいろ動かれてる、リソースが少ない中でいろいろやられてるなというところで安心をさせていただきました。私もいろいろ情報を仕入れながら、できるだけここには興味を持っていきたいと思っております。ありがとうございます。

あと、すみません。ちょっと余談なんですけども、大した質問ではないんですが、これはいろいろと資料を検索しながら見てたんですけども、大竹市のネウボラのページ、結構前に作っていただいていると思うんですけども。広島県の自治体のリストの中に大竹市だけでなく、これ何でかなと思ったんですけど、何か理由があったら教えていただければと思うんですが。

○山崎委員長 住田主幹。

○住田保健医療課主幹兼保健予防係長 恐らく、広島版ネウボラということで、広島県全下として一定の基準を持って活動を展開していこうというところがあるんですけども、大竹市はまだそちらの基準に満たないところもありまして、今、県とも相談しながら、どうしていこうかということを考えているためではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

○山崎委員長 末広委員。

○末広委員 ありがとうございます。

ここは周知のところにも関わってくると思いますので、なかなか合わせるところが難し

いというところもあるとは思いますが、県の中で大竹市だけやってないと思われるのも何か嫌なので、ちょっと考えていただければと思います。

ありがとうございました。以上です。

○山崎委員長 他に1回目の質疑ございませんか。通告をいただいている方からどうぞ。

和田委員。

○和田委員 おはようございます。2点ほど質問させていただきます。

主要事業報告書の9ページ、まず、市内監視パトロールによる不法投棄物の早期発見及び回収が週に4回から5回とあります。それともう一点は、主要事業報告書の9ページ、災害廃棄物処理計画改定事業、これは市内全域の公有地等に災害廃棄物を集積するとありますが、何カ所ぐらい予定しておるのか、それを聞きたいんです。よろしくお願いします。

○山崎委員長 外谷環境整備課長。

○外谷環境整備課長 まず、不法投棄対策の関係でございますけども、地域不法投棄対策事業につきましては、地域の快適な生活環境を守るために、適正なごみの排出に関する啓発活動による不法投棄の防止、職員による回収パトロール及び団体市民などからの通報による不法投棄の早期発見、それから、不法投棄の回収処理などに取り組んだところでございます。

令和3年度の不法投棄の状況なんですけども、令和2年度と比べますと、残念ながら増加している状況にあります。それは、令和2年度がちょっと新型コロナの関係もあって人の活動が少なかったのも、それに合わせてごみの不法投棄も少なかったのかなというふうにもちょっと思っているところであります。投棄物につきましては、今、大物はちょっと減少傾向にあると。そのかわり、小物のポイ捨てがちょっと増えてるという状況にあります。

市としましては、のぼりや看板設置などで啓発を図っていくほか、不法投棄の多い場所では監視カメラの設置、それから、関係機関と協力しながら不法投棄対策を引き続き進めてまいりたいと考えております。その対策をすることで、今ごみを捨てられてる場所も、ごみを捨てられないようになるのではないかとというふうにも考えておりますので、引き続き対応を考えていきたいと思っております。よろしくお願いします。

それから、次は、災害廃棄物の処理計画で仮置場の候補地は何カ所あるかという御質問なんですけども、仮置場につきましては、候補地となり得る市有地等を現地調査した結果、市内全域で公園が53カ所、それから、公園以外の市有地、例えば、遊休地とか学校用地とかありますけども、それが23カ所の計76カ所を候補地として選定しております。この分につきましては、大竹市の災害廃棄物処理計画の資料編のほうにも載っておりますので、また御確認いただけたらと思います。

以上です。

○山崎委員長 和田委員。

○和田委員 不法投棄のほうなんですけど、何年か前に監視カメラを2台か3台かつけると聞いたんですが、カメラをつけてその不法投棄する人の映像とか何とかはあったんですか。そこを聞きたいんですが。

○山崎委員長 環境整備課長。

○外谷環境整備課長 すみません、そのときの映像があったかどうかは、ちょっと把握してないので分からないんですけども、基本的に画像に載っとれば警察等に通報というか連絡して、確認していただいて対応していただくというような形になろうかと思います。すみません、ちょっと確認しておりませんで申し訳ありません。

○山崎委員長 和田委員。

○和田委員 今度は災害廃棄物のほうなんですがね。今、仮置場を設置して、実際に災害なんかで廃棄物出ますよね。電気製品とか、燃えるごみとか、がらくたがいっぱい出ます。それは分けて捨てるんですか。

○山崎委員長 外谷環境整備課長。

○外谷環境整備課長 すみません、基本的には分別をしていただくということを想定してるんですけども、ただ、実際にその廃棄物を対応してる業者に聞くと、初期段階では混乱してるので、なかなかちょっとそういう対応は難しいんじゃないかと。ある程度落ち着いてからそういった分別をしたほうがいいんじゃないかという御意見があったりして、こちらのほうとしてはちょっと悩ましいところなんですけど、基本は一応ルートで分けていけるようにそういう配置を考えております。これも災害廃棄物処理の計画のページの中にもありますので、またちょっと御覧いただけたらと思います。

以上です。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

小中委員。

○小中委員 3点続けてちょっと質問というか、そう大したあれではないので。

129ページから131ページで、地域不法投棄対策事業について、この事業の結果どれだけ減少してるのか、事業の効果をどのように捉えておられるのか教えてください。

次に、137ページの清掃費で、災害廃棄物処理計画改定事業で、事業報告書には、市の地域特性などを踏まえた計画内容に見直したとあるんですが、具体的にどんな地域特性を踏まえてどういう内容に見直したのか教えていただければと思います。

最後に、143ページの環境費で環境学習事業でエコ工作教室というのは大体どんなものなのかということと、温暖化対策視察研修はどこでどのような視察を行ったのかということをお教えください。

以上です。

○山崎委員長 4点あったと思いますが、外谷環境整備課長。

○外谷環境整備課長 まず、地域不法投棄対策事業でございますけども、先ほどもちょっと和田委員の御質問のときの回答で触れさせていただきましたが、実際は令和2年度と比べると令和3年度は増えてる状況であります。その前の令和元年度のほうがまだ不法投棄の数は多かったのが、令和元年度と令和3年度で比べると、ちょっと減っておるといふような状況であります。

投棄物が、先ほども答弁させていただきましたが、大物のほうは減少傾向にあって、ポイ捨てのほうが増えてるといふ状況で、実際に年間を通しては観光とか野外での宴会とか、また、行楽、各種イベントなどで参加された後に投棄されているというふうと考えており

ます。そのため、特に車が通る道沿いなんかではポイ捨てがちよっと増えてる感じもあります。中には、自治会のほうで悩まれてるということで、御相談があったりしてるところであります。

市のほうとしては、やはりのぼりとか看板設置の啓発のほかにも、不法投棄の場所には監視カメラの設置などによって、関係機関と協力しながらその対策を進めたいと考えております。また、自治会によっては独自に監視カメラを設置されて、それで対策を取られているところもあるようでもあります。

実際に効果がどれだけあるのかと言われたら難しいところがあるんですけど、これをしなかったら例えばごみそのまま不法投棄されてると、さらに、またごみを呼ぶという傾向もありますので、そういうことがないように、まずは目につくところはちゃんと回収していくというところから取り組んでいるというところがございます。

災害廃棄物の処理計画の分で御質問なんですけども、今回の見直しの点でございますけども、大きくは2点ございます。

1つは、大規模災害の発生時には、災害廃棄物が一度に多量に発生することが想定されることから、これを処理するために災害廃棄物を一時的に集積するための仮置場を設置することを検討したというものであります。これは、先ほど和田委員の回答にもさせていただいたところがございます。

それから、もう1つは、近年、全国的に大雨による災害が発生しておりまして、広島県なんかも地理的特性からそういった災害が発生しやすいということもありまして、計画の改定に当たって、土砂災害等の風水害への対応についても織り込んだところでございます。

それから、環境学習なんですけども、広島県の温暖化対策の活動促進補助金というのを使って、地球温暖化について学んでもらおうと。市民や生徒児童が、自分たちにできる温暖化対策を考えて実践し、発信してもらおうということで取り組んでいるところがございます。

エコ工作教室というのはどんなものなのかということで、これについてはまず1つが、市内の親子を対象に温暖化対策について学ぶきっかけとなるような工作教室というのを実施させていただいております。1点目は新聞で作るペーパーバッグということで、栄公民館で実施しました。これは6人のお子さんが参加されております。それから、玖波公民館で、走る光ソーラートレインを作ろうというものを実施させていただいております。この事業は、大竹市総合市民会館にて開催されるらんらんカレッジを利用して、エコ工作の教室を実施したものでございます。

それから、地球温暖化対策の視察研修ということでございますけども、これは昨年ジュニアリーダー事業の参加者を対象として実施したものでありまして、内容としましては、市内の生徒学生を対象にした温暖化対策の先進的な取り組みの視察ということで、場所は周南市にあります会社のダチョウを利用した食品リサイクルシステムというものと、それから、美祢市にあります会社で地中熱を利用した換気システム、秋芳町のほうで秋吉台の自然動物公園サファリランドのほうで、動物のフンの堆肥への再利用といったものを実際に見てもらって学んでもらったというものでございます。

以上です。

○山崎委員長 ありがとうございます。

それでは、続いて、小田上委員よろしく申し上げます。

○小田上委員 よろしく申し上げます。まず、1点目の広域の運搬のところなんですけど、これ大型のパッカーに詰め替えて廿日市市のほうに持って行っているということなんですけど、大型のこのパッカー車なかなか見慣れなくて、最初はすごいのがいるなというところだったんですけど、この車でのトラブルとかいうところ、もしあれば教えていただけたらと思います。

○山崎委員長 リサイクルセンター長。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 リサイクルセンター長の笹野です。

この大型パッカー車による走行中のトラブルというのは今まで発生しておりません。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

広報とかで、よくごみのところで、缶だったら穴を開けないでくださいとか、こういうものは気をつけてくださいとか、いろいろためになるというか、そうだったんだということがちょくちょく書いてあって、ちゃんと見直さないといけないと思うんですけど。

それでは、普通のパッカー車のほうでトラブルだったりとかっていうのがありましたかね。ちょっと教えてください。

○山崎委員長 リサイクルセンター長。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 2年ぐらい前に、パッカー車の中でスプレー缶が破裂しまして、中のガスが漏れて引火して火事になるということが3件ぐらい発生しております。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 広域化に伴って、何かトラブルが起きたということがないので安心しました。このトラブルが大型のほうでなかったということなんですけども、広域に移ってこの令和3年度で3年ですかね。委託期間が5年とかだったと思うんですけど、折り返しを迎えてどうですかね。これでよかったというかですかね、評価的なところ、中間の折り返しで何かあれば伺いたいと思うんですけど。

○山崎委員長 リサイクルセンター長。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 運搬に関するものであれば今のところ支障がないので、特に問題はないと思っております。

○山崎委員長 副市長。

○太田副市長 今回の廿日市市にごみの委託をして現在処理をしておりますが、初めのうち、廿日市市との協議の中でいろいろ問題等も発生しておりましたが、お互い近隣の市町でございます。お互い仲よく、お互いのそれぞれの持ち分を支出しながら、出費しながら、ごみ処理をしております。現時点では、大竹市単独でごみ処理をするより、かなりのメリッ

トが大竹市にあると思っております。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。事故がなくて安心しましたし、廿日市市と一緒にやっていく、このごみ処理の広域化というのは、どんどんほかの自治体もやっていくというところで、結構先駆けなのかなというふうには思っています。今後も、かなり可燃ごみだけの話ですから、この4,600万円、単年度でかかっているというところで、かなりの費用がかかっているけど、これでも安いというところですから、しっかり安全対策を取って、見直すところは見直していただけたらと思います。

ごみの火災とあわせて、御紹介あったところをあわせて、ちょっとごみ処理費にもう一個の140ページのほうですね、ちょっと伺いたいんですけども。前の仕事のときによく言われたのが、電池の処分なんですね。これ家電量販店とかでも、電池の処分って余り前向きにやってくれないんですよ。回収ボックスがありますよというふうには言っているんですけど、このインカートリッジとか小型家電はどこで回収してくれるって場所はホームページに一応出ているというところですが、この電池ボックスって何カ所どこにあってとかっていうのは分かりますか。

○山崎委員長 リサイクルセンター長。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 市内のごみステーション約600カ所あるんですけども、そのうちの219カ所に併設というか、ごみステーションに電池回収ボックスが置かれているという状況です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

そこが決算書でいくと、139ページの使用済み乾電池・蛍光管処理業務委託料の93万1,000円のところなのかなと。まあこれ蛍光灯とかも入っているんで、これでいいんですかね。その200カ所以上あるということなんですけど、形と色を知らない人が結構いるんですよ。いざ捨てに行ってみると、余りにも小さ過ぎてこれが本当に市が置いてくれているというか、電池を捨てていい場所なのかというのが分からないと言われることがあるんですけど、これ何か紹介の方法、広報に載ったりとか、あと、このマップの一覧というかですね、こういうのはプロットしたものですよね、出せませんか。

○山崎委員長 外谷環境整備課長。

○外谷環境整備課長 センターのほうでは、この乾電池のボックスが分かりにくいというちょっと御質問を受けたことがなかったので、ちょっとその部分はまたPR等はちょっと考えさせていただきたいと思うんですけど、実際にごみカレンダーのほうではこんな感じで載っているんで、こういうイメージを持っていただくぐらいしかないかなとは思いますが。

あと、場所の分については、PDFでまずは作ってお知らせするというのはできると思うんですけど、あと、委員が特に言われるそういうグーグルと、ああいうのとプロットするのはちょっと時間がかかるので、ちょっとそこは研究させていただきたいというふうに

思います。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

そうですね、イラストで見るのと物を見るのと、結構こんななんだからびっくりするサイズ感だったり、見た目かなと。小っちゃいというふうになると思うんですけど。

それで、ちょっと小型家電とかインクカートリッジ、公民館とかで受けられてると思うんですけど、この実績が、ごめんなさい、清掃事業の概要を見たんですけど、ちょっとよく分からなかったのので教えていただけますか。

○山崎委員長 リサイクルセンター長。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 小型家電回収ボックスによる回収重量につきましては、令和3年度が868.5キログラム、令和2年度が1,088キログラム、令和元年度が800.2キログラムとなっています。インクカートリッジの回収ボックスについては、市のほうでは設置はしておりません。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 重さだけ聞いて、一体何があったんだろって思うんですけど、まあ重さが分かれば大丈夫なんですかね。結構、リサイクル券が必要な物だったりとかは、家電量販店に持って行ってくれとかあったりするのかな。正直、これだけ量があるんだったらすごいなと思うんですけど、正直分かりにくくて、周りの人結構量販店とか家電屋に頼んじゃってるというところあると思います。あと、ここで電池の回収を一緒にしてくれればすごく楽なのになと思うんですけど、どうなのでしょう。電池ボックスってどのくらいの頻度で回収されてて、ごめんなさい、電池ボックスにそこまでこだわってるわけじゃないんですけど電池って結構たまるので、それが分かりやすくなればいいなという思いで、ここ小型家電やってるところと一緒にできないんですかね。

○山崎委員長 リサイクルセンター長。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 回収の回数につきましては、令和3年度が189回回収しております。令和2年度が134回、令和元年度が397回、1カ所から回収するのを1回として計上した数です。電池を一緒に回収することにつきましては、リチウムイオン電池使用製品について、そのまま外せない場合は入れていただいている状況です。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 電池の回収ボックスに、リチウムイオン電池が外せないから入れるということはないですよね。何か多分違うと思ったんですけど。リチウムイオン電池は、絶縁した状態で出してくださいとか、ごみカレンダーですっけ、あれに書いてあって。電池の回収ボックスに、外せないからそのまま入れていいみたいなのはなかったと思うんですけど。僕の認識が違ってたら違うと言ってください。なので、二百何カ所あって、年に1回収してるかどうかぐらいの感じなのかなと思うので、正直こんなに数なくてもいいのかもしれない

れないと思います。分かりやすいところにとんとあるだけでいいのかなと思うので、検討してもらえたらうれしいんですけど。最後そこを聞かせてもらって終わりにしますんで。

○山崎委員長 リサイクルセンター長。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 回収につきましては、先ほど例えば令和3年度の回収回数189回ですけども、これ回収は職員が結構年に1回というか、頻度は何日出たかというのはちょっと今資料ないですけども、月に何回かは支所、公民館等回っている状況です。

先ほど、リチウムイオン電池の投入につきまして御質問受けたんですけども、絶縁した状態であれば、この小型家電回収ボックスに入れても大丈夫ということにさせてもらっております。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 そうですね、リチウムイオン電池は小型家電のほうですよ。電池の回収ボックスじゃなくてですね。

すみません、最後にちょっと聞いてみたいんですけど、通告で電池のことを言っていたので、どうですか電池の回収ボックス入れられてるなって感覚がありますかね。使われてるなという感覚があれば、そのほうがいいのかもしいですし、結構、本当電池って案外困ってるんですよ、捨て場。すごくたまるので、なので、もうちょっと分かりやすくなったらいいなと思うので。職員が回収されてるんであればその感覚で、この方法じゃなくてももうちょっと分かりやすくして数少なくするほうが、200カ所も回らなくて済むですね。そのあたり多いのか少ないのか捨てられてる量が、そこだけ肌感覚を教えてください。

○山崎委員長 リサイクルセンター長。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 ごみステーションに併設されております電池回収ボックスの回収につきましては、市が一般廃棄物の収集運搬を委託しております7業者が、ごみの収集の際に、基本7割ぐらい入ったら回収していただくということにしております。少なくとも月1回は、燃やさないごみの日に量が少なくても回収していただくということにしておりまして、これについては職員が回収してるわけではありません。結構、電池ボックスの回収についてはよくされているのではないかと。実情を見てそう思います。

○山崎委員長 1回目の通告をいただいた質疑は以上です。

通告いただいた以外の質疑がございましたらどうぞ。

1回目の質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 それでは、以上で、1回目の質疑を終結します。

2回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

末広委員。

○末広委員 大変失礼しました。最初に聞いておけばよかったんですけども、通告させてい

ただいてまだ質問してないところで、143ページの環境対策費ですが、二酸化炭素排出削減促進事業委託料、すみませんこれ予算のところで聞いたのかちょっと分からないんですけども、内容がこの事業が分からなくて、どういうところに委託して、どういう内容の事業をされたのか、また、それについてどんな効果があったのかを教えていただければと思います。

○山崎委員長 外谷環境整備課長。

○外谷環境整備課長 二酸化炭素排出削減促進事業についてですけども、この分につきましては、いわゆる二酸化炭素の排出削減を啓発活動するというもので実施しているものです。昨年度ちょっと実施させていただいているのが、まずは、海ごみ回収及び磯の生き物観察会というものを阿多田島のほうで実施させていただきました。こちらのほうは36名の方が、お子さんを含めて参加されてるんですけども、内容が海洋ごみの現状、これは大竹市の沿岸における海洋ごみの現状を知っていただくとともに、水生生物の生態や海洋プラスチック問題について学んでいただくということで実施させていただきました。

次に、温暖化防止及び水辺の生き物マップ作成業務ということで、栄公民館と小瀬川の下流で放課後子ども教室のお子さん9名を対象に、地球温暖化と大竹市の生き物の関係を学ぶ出前授業ということで、小瀬川の干潟の生き物を観察してもらうとともに、生息マップというのを作りました。作ったマップが、今後、温暖化が進むとどうなるのかというのをそこで学んでいただいております。

それから、温暖化防止のデジタルコンテンツ作成業務ということで、栗谷の玖島川の生物調査をしまして、その映像をYouTubeにアップしているところであります。誰でも今視聴できるようになってます。市のホームページのほうでも見れるようにしております。生物の写真のアップをしていて、誰でも視聴することができるということでやっていただいた業務であります。これらの3つの業務につきましては、広島県の環境保険協会というところに委託させていただきました。それから、あと、もう1つは環境学習の作成委託業務ということで、小方学園でこちらも放課後子ども教室のお子さん9名に参加していただきましたけども、子供たちに今後どういうふうに啓発していったらいいのかというのをワークショップをしていただいて、発表してもらったというところであります。

昨年につきましては、ちょっとコロナの関係もあって余り大勢のお子さんを集めてができてないので、どこまで事業の効果があったかというのは難しいところはあるんですけども、参加したお子さんのほうはやはり初めて知るといのもありますので、それなりに効果があるのではないかなというふうに思っております。今後、そのお子さんたちが成長するにつれて、どのような過程で学んでいくかというのも関係してくると思うんですが、そのきっかけになってくれればなというふうに考えているところであります。

以上です。

○末広委員 ありがとうございます。

環境の教育というところでいろいろ事業をしていただいたというところで、これアンケートとかはとっていただいたんですかね。

○山崎委員長 小川課長補佐。

○小川環境整備課課長補佐兼環境整備係長 そうですね。参加して取り組み状況等のアンケートはとらせていただいております。ちょっと今手元には集計はないんですけど、皆さんこの取り組みによって温暖化について考える、関心を持ってもらえたという回答が多かったと思っております。

以上です。

○山崎委員長 末広委員。

○末広委員 ありがとうございます。

関心があるというところで、これをじゃどういふふうに継続させていくかというような考えとか計画はございますでしょうか。

○山崎委員長 外谷環境整備課長。

○外谷環境整備課長 大竹市の環境基本計画のほうでも、環境学習というのをちょっと大事にしていこうということで示させていただいているんですが、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、なかなかこの二、三年が新型コロナの影響もあってちょっと活動もできてないということで、大きくちょっとそういった環境学習というのが進められてないんですけども、できましたら今後は子供たちを中心にもっと大竹市の環境、それから、地元には大手の企業がいらっしゃって、いろいろ環境問題にも取り組んでいただいておりますので、そういった事業所のほうの取り組みというのをちょっと出前授業みたいな感じでやっていただくとか、また、学校のほうでも、こんな勉強をしたいといった要望があったらそれを受けて、そういった企業のほうにちょっとお伺いしてみるとか、そういったマッチングみたいなものを進めていきたいというふうに考えております。今はちょっと小学生を対象にしておりますけど、できれば中学生とかそちらのほうにも広げられていければなというふうに思っているところであります。

以上です。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 それでは、2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 3回目の質疑もないようでございますので、以上で、第4款衛生費の質疑を終結いたします。

続いて、第3款民生費の質疑に入ります。

1回目の質疑を行います。

通告いただいております委員の皆さんから質疑をお願いいたします。

小中委員。

○小中委員 民生費、116ページの児童福祉費で、乳幼児等医療給付費についてまずお伺いします。

一部負担金500円の算定根拠はどういうものかというのと、10月4日の朝日新聞が社会

面トップで報じておりますように、子ども医療の無料拡大の動きが全国で広がっているということで、例えば、東京23特別区の場合、現状中学生まで全額負担なんですかね。それが高校生まで広げようという動きがあるというように報じられております。

さらに、その数日前には、岡山県奈義町の例が紹介されておまして、奇跡のまちと言われて、出生率2.95を達成しているということで、高校生までの医療費の自己負担分を全額町が負担するという、人口6,000人のまちだからできるのかどうかは分かりませんが、職員とかを削減してまでやっているという例が紹介されていました。

市長も子育て支援重視をしておられるようですが、この医療費支援の拡充というのは考えられませんかということをお尋ねしたいと思います。

もう一点、120ページの児童福祉費の保育委託費で、私立保育所等委託事業で何か補助したフルムーンインターナショナルこども園おたけの入所状況について教えてください。実際、多分これは待機児童解消を目的として、市なり県が総事業費の半額以上を補助しているみたいなので、そこら辺もしっかり注視していく必要があると思質問しました。よろしくをお願いします。

○山崎委員長 国保年金係長。

○藤井国保年金係長 まず、乳幼児医療の一部負担金500円の算定根拠になりますが、これについては、広島県が定めております福祉医療公費負担事業費補助金交付要綱を基に算定しています。もう一点の子ども医療費の充実についてなんですけども、これについては本市でこの制度を導入する際には医師会等からいろいろ御意見をいただき、一部負担をお願いしていることにしております。無料化を実施することで、市民の方が自宅療養で済むような軽度な症状などに医療機関を受診したり、同じような薬を処方されたりすることにつながり、医療費の増加につながるということが懸念されるということで導入はしていないという状況です。また、受益者負担の観点からも、一部の負担金の負担をいただき、頻回受診の抑制につなげていきたいと考えています。

以上です。

○山崎委員長 どうぞ。

○山田児童係長 福祉課児童係長の山田といいます。よろしくをお願いします。

御質問があった私立保育所等委託事業で補助したフルムーンインターナショナルこども園おたけの入所状況についてでございますが、令和4年4月1日開所ですけれども、この4月1日現在の児童数、こちらは市政のあらましにも104ページに掲載をしておりますとおおり、53名というふうになっております。認可定員は96名でございます。4月1日現在でいいますと、児童数の割合が約55%というふうになっております。

また、利用待機児童につきましてでございますが、これは国のほうに随時報告を上げてるんですが、平成30年度に報告しております3名、これ以降、いわゆる国の定義をされております利用待機児童については発生をしてない状況でございます。

参考にはなりますが、令和4年4月1日現在の認可保育所、認定こども園及び小規模保育を合わせた認可定員の総数は754名でございますが、それに対する児童数が544名ということで、大体72%程度となっております、この数字自体も今後は減少傾向にあるのでは

ないかというふうに考えております。

令和6年4月に予定しております本町保育所と大竹保育所の統合、これを加味いたしましても、国の定義でいう利用待機児童、これについては発生しないというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○山崎委員長 小中委員。

○小中委員 医療費の支援についてちょっとお伺いします。

確かに、受益者負担という考え方もあると思うんですが、やっぱりこの医療費を補助することによって、少子化問題とか人口流出問題とかそういうことを加味して、よその市町村は力を入れてるんだと思います。例えば、一部負担金500円のままで高校生まで範囲を広げるとか、例えば、中学生までは全額補助にするとか、いろんなやり方があると思うんですが、できればこの医療費補助はもっと力を入れるべきではないかと私は考えております。それは現状では無理だと言われたらちょっと厳しいものがありますが、私はこれは現在より拡充すべきものだと考えております。

次に、私立保育所の委託についてちょっとお伺いしたんですが、96人の定員でこの55%ということなんですが、これっていわゆるフルムーンインターナショナルこども園の事業者のほうでは、これはどういうふうに評価というか、96人という定員を設定しておいて55%になった原因というのはちゃんと把握されてるんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○山崎委員長 児童係長。

○山田児童係長 いろいろと御心配かけます。ありがとうございます。

フルムーンインターナショナルこども園おたけなんですけれども、4月に開園しまして、やはり地域住民のお子様を持つ保護者についても、やっぱり新しいこども園でございますので、そういった中でちょっと入所についていろいろと考えていらっしゃるのかなというふうな考えも持っております。今後、年数を重ねることによりまして、利用者の数も徐々に増えていくのではなかろうかというふうに思います。

4月1日現在の数値、先ほど53名というふうに申しましたが、その後、徐々に増えつつあり、最新の数字で言いますと、10月1日現在67名、4月1日からすると14名ほど増加をし、割合でいうと70%ぐらいまで、大体おおむね平均ぐらいまで伸びております。今後どうなるかというのはちょっと分かりませんが、そういった状況もありまして、もうしばらくは順調に伸びていくのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○山崎委員長 小中委員。

○小中委員 でしたら要するに、この96人という定員は変更せずにこのまま続けていくというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○山崎委員長 井上福祉課長。

○井上福祉課長 福祉課長、井上です。よろしくお伺いします。

今、係長が申しあげましたように、徐々に入所児童増えているところでございますので、しばらくは様子を見て、余りにも入所児童が増えないようでありましたら、認可定員の変

更も考えないといけません、しばらくは様子を見たいと思います。

以上です。

○小中委員 結構です。

○山崎委員長 ありがとうございます。

他に質疑はありませんか。

末広委員。

○末広委員 よろしくお願ひします。決算書の107ページ、主要事業報告書の18ページの生活困窮者自立支援事業についてなんですけども、ちょっと通告書にも書かせていただいているんですが、この報告書の表の前にすみません、先ほど訂正で返還のものがあつたと思うんですけど、その返還の理由とかがって教えていただくこと可能でしょうか。内容の前にすみません。

○山崎委員長 どうぞ。

○藤本福祉課課長補佐兼保護係長 ただいま末広委員からの御質問ございました返還の内容についてですけれども、昨年度実施されました新型コロナウイルスに関する生活困窮者自立支援金というものがございまして、そちらの制度に対して国庫補助が出ております。それが10割補助なんですけれども、一旦、見込みでこちらのほう申請をさせていただきまして、令和4年度中にその実績に応じた額を、残りの額を返還するという予定になっております。

以上です。

○山崎委員長 末広委員。

○末広委員 ありがとうございます。

すみません、内容のほうに入らせていただいて、報告書のほうで数字をちょっと表で書いていただいているんですけども、ちょっとこの表の見方が分からなくて。相談件数等非常に多い数あると思うんですけども、その中で新規受付件数は人数じゃなくて電話があつた数だと思ふんですけど、このプラン作成件数とその2つの結果なんですけども、年度またぎもあると思うので一致しないとは思ふんですが数字が結構離れてて、そのプランというのはゴールがどこになるのかなと思つて、この給付金だって就労するのがゴールじゃないとは思ふんですけども。ちょっとここら辺の表の書き方がちょっと分からないので、もうちょっと具体的な支援内容をちょっとお伺ひしたいなと思ひます。すみません、よろしくお願ひします。

○山崎委員長 藤本課長補佐。

○藤本福祉課課長補佐兼保護係長 末広委員、確かにこの主要事業報告書の数字、分かりにくい数字にはなつておると思ひます。こちらの生活困窮者自立支援事業といいますのが、平成25年に制定されました生活困窮者自立支援法というものに基づきまして、大竹市のほうでは、平成27年度から大竹市社会福祉協議会のほうに事業のほうを委託しております。その事業といいますのが、生活困窮者に対する自立相談支援事業というものが1つ、就労準備支援事業というものがもう1つ、あとは家計改善支援事業、この3事業を委託しております。ほかに、事業といたしましては一時生活支援事業とかですね、子供の学習生活

支援事業というものがございますけれども、それら任意事業といいまして必須事業ではございません。今、ちょっと実施についても今後取り組んでいかなければならないところがありますが、現在のところ、3事業のほうを委託しております。

あと、住居確保給付金、こちらのほうは委託ではございません。社協のほうで受け付けをしていただいたものを市のほうに提出していただいて、市のほうで決定をして支給するという事務になっております。

そこから、まず、生活困窮者自立支援事業というもののほうの説明なんですけれども、この事業というのが、現に経済的に困窮しており、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対して、自立相談支援の実施などの支援を行うというのが、まず大きな目的になっております。それで、それに沿って社協のほうで事業をやっているということですが、こちら記載のございます1,412件というのが、社協の窓口のほうに電話で相談があった件数になってるんです。そのほかにも、実際に窓口に来られたりだったりですね、そういった事業、数字もありまして、全体の数字で言いますと2,525件、こちらが要支援者と直接対応した件数になっております。

そのほか、支援者がありましたら、ほかの機関との協議だったり、社協の中での協議を行ったり、ほかの機関との協議・電話とかそういった相談とか会議を行ったりとかいうものも含めまして、全体での対応件数というのが3,559件ございます。ですので、ちょっとこの数字が余りに大きくなり過ぎるので、電話で相談を受け付けた件数として、こちらには代表して数字を書かせていただいております。

その中で、新規の相談件数というのが131件、令和3年度でございますけれども、こちらは人数になります。131人新規に令和3年度受け付けた人数になっております。年またぎということでおっしゃられましたけれども、令和2年度中、それ以前から継続して対応してる方、それが108名ございます。ですので、131名プラス108名の239名に対して、トータル令和3年度で3,559件、こちらのほう対応を行っております。

先ほど、ゴールとおっしゃられましたプランのほうですけれども、このプランというのが、自立相談支援の事業の内容に沿ってプランニングをするというものがございまして、相談を受けた方の中からそのプランに乗せられる方、実際にちょっと生活が苦しいので相談に来ましたという方から本当に重い悩みの方までいろいろございます。その中で、プランニングをさせていただける件数というのが余り数は多くはないんですけども、令和3年度で言いましたら、プラン作成が6件ありますけれども、そちらのほうにプランニングをさせていただいて、一定期間を区切らせていただいてその支援活動、そういったものを行わせていただく、それがプランになります。そのプランを立てたからといって、そのプランの計画期間が終わったからといって、すぐに生活が立て直せるような状況ではございませんので、プラン終結後も引き続き見守りを行っていただいているという状況でございます。

それ以外には、住居確保給付金に関しましては、先ほどちょっと委託事業ではないと説明させていただきましたけれども、こちらのほうも令和2年度はコロナの急激な拡大によって14件年間でございますけれども、令和3年度はちょっと落ち着きまして9件、令和4年度、現在ですけども今1件ということで、ちょっと落ち着いている状況なのかなと思

っております。

以上になります。

- 山崎委員長 質疑の途中でございますが、新型コロナ対策のため、ここで10分程度休憩をいたします。換気をよろしくお願ひします。なお、再開は11時20分からといたします。よろしくお願ひします。

11時10分 休憩

11時20分 再開

- 山崎委員長 会議を再開いたします。

第3款民生費の1回目の質疑、末広委員からお願いいたします。

末広委員。

- 末広委員 すみません、全部説明していただいてありがとうございました。

聞く感じ非常に多い件数だなと。それだけ困られてる方がいらっしゃるんだなというのが非常に驚いてはいるんですけども、それを何人で裁かれてるのかなと思ひまして、お聞かせいただければと思ひます。

- 山崎委員長 藤本課長補佐。

- 藤本福祉課課長補佐兼保護係長 委託先のほうが、大竹市社会福祉協議会の中よりそいサポートセンターという部門が担当していただいております。こちらの体制といたしましては、3名御在籍いただいております、お一人ちょっと管理職になりますので、実際に窓口等に対応されてるのは2名ということになっております。

以上になります。

- 山崎委員長 末広委員。

- 末広委員 ありがとうございます。

この件数を2名で対応されているというのは非常に大変な、まあちょっと想像できないぐらいではあるんですけども。今後、コロナは多少落ち着いてはきましたが、ちょっと世界情勢が今いろいろと不安定な状況で、大竹市にとってどの程度影響出るかもあると思ひうんですけども、さらに増える可能性もある中で、今後の体制について考えをお聞かせいただければと思ひます。

- 山崎委員長 藤本課長補佐。

- 藤本福祉課課長補佐兼保護係長 御心配いただきありがとうございます。

まず、体制的な話でいいますと、2年前ぐらいまでは3名で対応していただいていた、実際の職員の方がですね。課長補佐を含めて4名ということでしたけれども、やっぱこういろいろな激務ということで、人数もあちらのほうも苦しい事情があるようでございます。その中でこれだけの直接対応ですよ、会議等を含まず2,525件ですかね、そちらを2名で対応していただいて本当に頭が上がらない状況にはなるんですけども、まだまだ今後このコロナの状況もまだ予断を許さない中、ただ、社会情勢としてウィズコロナという方向に向かっていく中、どういうふうになっていくかちょっと私どももまだまだ読めない状況にはございます。しかし、この生活困窮者というものはまずすぐなくなるものではないと思ひますので、引き続き連携を取りながら対応していきたいと思っております。

あと、先ほどの説明で申しました子供の学習相談支援事業、こちらにつきましても任意事業ではございますけれども、社協も今その実施に向けての準備ということで協議のほう私どもと始めておりまして、まだ少ない中でも、またさらにいろいろ忙しい状況をつくろうという状況ではございますけれども、その部分も連携して将来的にもやっていこうと思っております。

以上です。

○山崎委員長 末広委員。

○末広委員 ありがとうございます。

それでは、次の121ページで主要事業報告書の20ページですね。児童福祉相談事業なんですけれども、こちら件数が非常に多い中でどういった対応をされてるのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。お願いいたします。

○山崎委員長 児童係長。

○山田児童係長 福祉課児童係長の山田です。よろしくお願いします。

では、御質問があった件数がかなり多いということなんですが、主要事業報告書に掲載しております相談件数、令和3年度でいいますと1,724件、こちらは相談の都度、電話のやり取りが2回あれば2カウント、3回あれば3カウントという形のものに、さらに関係機関とのやり取り、こういったもの全て1カウントいたしますので、件数は1,724件と非常に大きな数字となっております。実際に支援した人数についてなんですが、令和3年度でいきますと147人、これは県・国等への報告で上げる数字がこれになってるんですが、ここの中には令和2年度から継続して対応してる人数が含まれておりませんので、それを入れると161名、大体150名前後で推移しておるものというふうに理解しております。

実際の相談内容についてなんですけれども、圧倒的に多くを占めるのが養護に関する相談。児童虐待とか、生活困窮とか、離婚とかですね、そういったような内容がもう本当に7割、多い年には8割近くぐらいまで占めております。続いて、育成に関する相談、子供の行動上の問題であるとか、不登校であるとか、そういった相談ですね。続いて、障害に関する相談、自閉症、知的障害、そういったところもかなり増えておりますので、そういった順になっております。よろしくお願いします。

○山崎委員長 末広委員、いいですか。

○末広委員 ありがとうございます。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

小田上委員。

○小田上委員 よろしく申し上げます。

地域福祉担い手育成事業ですね。107ページなんですけど、これ地域福祉担い手育成という名前で作ってた最終年度であって、重層的支援体制整備事業の準備・移行ということなんですけども現在の進捗状況と、あと、この支援体制の整備事業実施計画を策定するという、まあ努力義務なのかなと思うんですけど、この状況をまず教えてください。

○山崎委員長 どうぞ。

○中川地域介護課主幹兼福祉総務係長 地域介護課福祉総務係長の中川です。

御質問にございました進捗状況と実施計画ということで御説明させていただきます。

地域福祉担い手育成事業は、令和2年度までは、先ほど申されましたように準備移行事業の前ですね、そのときは拠点づくり担い手育成というのを主たる事業目標としておりましたけども、昨年度から国の意向にもよりますけど、地域福祉のための支援体制整備を主たる事業目標として実施することになりました。令和5年度までの3年間は、重層的支援体制整備移行準備事業として、さまざまな課題を抱えている人たちを複合的に支援するための体制を構築して、令和6年度からその支援体制を機能させて重層的支援事業として展開していく予定です。

昨年度の取り組みなんですけども、包括支援センターと市が連携して中核機関をつくるという国が例示する支援体制を参考に、本市に合った支援体制を検討しました。大竹市には、大竹地区と玖波地区に包括支援センターがございますので、まずはその運営を行う社会福祉協議会と知仁会とともに、市が一緒になって支援体制の中核機関かつ中核機関の事務局となることを確認し合いました。スムーズな連携で可能な限り取りこぼしのない支援が行えるように、社会福祉協議会、知仁会、そして、市、その3者の各部署に代表者を設置して、さらにその各部署の代表者を統括する者も置きましょうということも決めております。今年度からは、月に1回、社会福祉協議会と知仁会の代表者と一緒に、実際の実状を踏まえながら支援体制整備の検討を進めております。

今後の実施計画としましては、市としても知仁会と社協と同じように、各部署と各課、各係、健康福祉部を中心として、連携を取るための代表者を置いて、その代表者を統括する者も決めて、知仁会や社協と一緒に包括的支援体制に向けた体制を整えていこうと思っております。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 まだ、実施計画に至るところではないというところだろうと思います。

今までこの地域福祉担い手育成事業でされてたところって、地域づくりだっただろうと思います。この重層的のところ3ポイント大まかに上げられてるのが、相談支援の体制、参加支援の体制、地域づくりに向けた支援と、3項目挙げられてますけど、この3つ目のところが、大竹市の中でどこまでできてたのかというのがすごく心配で、どういう行事とかに出ても参加されてる方って結構固定化されてるという印象があります。そこは以前も伺ったんですけど、そこが変わってきたのか、あと、新しい団体の取り組みですよね。今回、決算でほかのところでもちょっと触れたいなと思ってるんですけど、健康福祉部の中で横のつながりで、じゃここの相談はこっちに言ったほうがいいよねとかっていうところは今でもあると思うんですけど、そのつながりがしっかりできてるかなというところで。

あとは、相談支援体制のところ、今、玖波の包括と大竹の包括でされてるということです。この包括って高齢者が基本なんだろうと思うんですね。先ほど、同僚議員が質問した生活困窮者というところは、恐らく高齢者に縛られないところなんだろうと。何かただこの重層的の相談支援というところは全てって書いてあると思うんですね。この生活困窮も全部ひっくるめた相談体制になるのかなと思うんですけど、何か振り分けしていく、相

談の窓口がどこになるのかというところは以前も伺ったんですけど、もう一度確認させていただいて、その振り分けだったり個別の事案の処理方法というのは、ある程度道筋はできてきてるもんなんですかね。

○山崎委員長 中川主幹。

○中川地域介護課主幹兼福祉総務係長 まず、つながりができてるかどうかという部分なんですけども、日頃、職員もあともちろん社協、知仁会も、皆さん中で努力して連携を取られてると思います。今の状態としましては、そのよりつながりというか、今言われたように総合窓口とか中心になることができ、取りこぼしのないように声かけられる体制という中で、総合窓口的に以前も御説明させてもらったかどうか分からないんですが、今でしたら地域介護課の福祉総務係なら福祉総務係が総合的に受けて、どこにでもさっき言ったのは代表者を置くと言ったんですけども、どこに相談に行かれてもそれを必ず相談シートを今ちょっと模擬的に練習してるんですけども、それを全部吸い上げてもらって、複合的な要素を含む場合には関係者を集めて、今で言ったらケース会議みたいな感じのやり方を進めてやっていこうということで試運転中です。つながりとしては今はそういう感じですよ。ですから、包括支援センターがもともとあった大竹・玖波ということでさっき言わせてもらったんですけども、まだ始まりというか試運転を含めてなんで、中心にはなってもらってるんですが、今後はどんどんいろんな事業所とかも入ってきて、医療関係でもそうですし、介護関係でもそうですけど、入ってきてもらってつながりを厚くして、統一した相談シートとかを上げてもらえる。もちろん、今までどおり自分たちで解決できると思うものは解決していただきます。そういった取りこぼしのないようなつながりを考えております。

ですから、総合窓口がどこになるのかということになりますと、一応吸い上げるということで、今言っているのかどうかまだ分からないんですけど、福祉総務係をメインで考えています。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 すごく簡単な想像というか、ネウボラの窓口と同じ感じで、ここに行けば困り事何でもオーケーだよというのがあるのかなという想像をしてたので、それが知仁会のほうに行っても、社協のほうに行っても、この窓口に行けば何とかなるみたいなのかなと想像しますが、その体制をつくっていききたいという感じですかね。

あと、その体制ができた後に、この地域とのつながりというところが一番大切なんだろうと思うんですね。ひきこもりの事案だったり、定年されてから地域に出てこない方とかっていうのもあると思うんですけど、そのあたりの施策というか活動っていうのは、この重層の人たちの中で、メンバーの中で取り組んでいくんですかね。そこが地域づくりというか地域との住民の方との関係づくり、あと、そのためか国が市民のニーズを聞いて重層的な計画をつくりなさいというところで行われているのか分からないんですけど、アンケートの内容をどのように反映されてるかというところを教えてください。

○山崎委員長 中川主幹。

○中川地域介護課主幹兼福祉総務係長 地域のつながりとしましては、確かにすごい大事な部分で、前に取り組んでました拠点づくりとか担い手育成というところ、社協がすごい努力された結果というのがあるんですけども、やっぱりもともと地域福祉というのは自然発生的な存在、生まれてきたものですから、なかなか人の手を使ってつくというのは難しいと思います。ですが、難しいと言ってそのまましておくわけにはいけないので、今までどおり、拠点づくりとかそういうものも取り組みながら、どこに行っても言えない、相談できない、どこに行ったらいいか分からないとかってということがないように、どこに行ってもその相談事が集まってくるような体制というのを考えてます。例えば、病院に行って話したことが病院のほうから吸い上がるとか、あと、たまたま地域のふれあいサロンみたいなどころに行ったときに出了たことをここに届ける。今頃やっぱり複合的な問題というのを抱えてる方が多いのじゃないかと思しますので、先ほど言われましたひきこもりとかも、以前は心の病かなとかっていう部分で対応してたところが、実はそれだけじゃない。家庭環境だったり、体のことだったり、いろいろありますので、それも重層的支援体制の中で窓口を同じ場所で、福祉総務係で一応受けてやっていこうという中で、ホームページとか市広報とかで、実はこういう窓口ができましたというのは今年度中にお知らせしたいなという考えでいます。

あと、アンケートについてですが、先ほど言われましたどのようにアンケートに反映させられてるかということなんですけども、今までは拠点づくりとか担い手育成というのが主にありましたけども、地域との関わりとか、ボランティアに参加したいですかとか、そういうつながりを求めるアンケート内容が多かったんですけども、昨年度から、ひきこもりに関することと、あと、社協に関することというのをアンケートに入れております。これはやっぱりひきこもりの方にアンケートして答えは難しいところなんですけど、一応いろんな他市町のものとか、国が出してるものを参考にアンケートを作りました。

また、社協に関することってというのは、社協の存在意義、社協の認知度、こういうものもやっぱり大事なかなということで、そのあたりからもせめて社協の職員がいつでも手伝いができるような、声をかけてもらえるような体制もつくろうということで、アンケートに入れております。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 そのアンケートから得られた結果をどのように反映されているのかなというところが聞いてみたいんですけど、すごく苦慮されてるのはすごく答弁を聞いてても伝わってきます。ただ、今までやってたことをそのままやればいいのか、これって複合の事案っぽいから報告書上げてとかってなるとまた時間がかかって、利用者、相談された方のタイムロスがないように、そういうところの仕組みとか仕分けですよね。作業する方ってのはすごく重要になってくるんじゃないかなと思いました。

ただ、1,600万円ついてますので具体的なものが欲しいなと、結果がですね。これが令和4年度も令和5年度も続いて、令和6年度からじゃないと分からないってなるとちょっと心配です。このお金がどういう使われ方をしてるんだろうというのはありますんで、難し

いとは、すごく苦慮されているのは分かりますんで、もっと進捗状況を教えてもらえたらうれしいなと思いますし、どうでしょう、アンケートがどう活用されてるのかだけ紹介いただけたらあとは大丈夫です。

○山崎委員長 中川主幹。

○中川地域介護課主幹兼福祉総務係長 なかなか形に見えるものではないので、非常に御説明も難しいですし、お示しすることも難しいんですが、アンケートの内容というのは、まず、アンケート自体もちょっとこのアンケートでは反映しにくいなというのを踏まえた上で、毎年少しずつ変えております。それに併せて、こういうふうにしましょう、ああいうふうにしましょう、ちょっと形には言いにくいんですけど、その1つにやっぱり社協の認知度というところのアンケート項目も入っております。実は、頼っていくところはどこですかとかっていうときに、困り事相談の場所がほとんど親族か市役所というそのあたりもやっぱり欠かせない、見直さなきゃいけないというところを反映させております。

進捗状況という部分になるかもしれないんですけども、包括的に支援していこうという体制をつくった上で、理想の形ですけども、それに賛同していただけるように協定書いわゆる誓約書みたいになるんですけども協定を結んで、どんどんその関係機関が増えていくことを一応目指しています。ちょっとじっくりできないんですけど、ごめんなさい。

以上です。

○山崎委員長 これで通告をいただいた質疑は以上です。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 以上で、1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 以上で、2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 すみません、通告しておりませんので3回目にさせていただきました。時間を考えながら簡潔にさせていただきたいんですが、117ページ、保育所費、職員手当等からちょっと読み取ったんですけども、会計年度任用職員の時間外手当が、ほかの款、ほかの部署からはなかなか見つけられず、ここだけついてるわけなんですよ。本質的なところで、職員そのものが、過去の情報からひもとくと、慢性的に保育士が不足しているというところなんですけど、その結果がこの会計年度任用職員の時間外手当にぼこんとあらわれてるのかなというふうな気もするんですが、保育士は令和3年度については足りてましたかね。

○山崎委員長 山田児童係長。

○山田児童係長 時間外手当の件についてです。ちょっと保育所の現状というところで、まず話をさせていただきたいと思います。

保育所、私ども会計年度任用職員を雇用するのに、フルタイムということで保育士であれば7.75時間で雇用する保育士、そして、パートタイムということで4時間、大体まあ4時間なんですけれども、午前か午後でという形で雇う場合があります。ただ、どうしてもシフトで組んでいく都合上、そして、どうしても居残り保育とか早朝保育とかにも対応すると、そういった中で、その4時間で対応できない場合というのはどうしても時間外が出てしまうということで、一定程度の時間外は組まざるを得ないということで、保育所費ここに会計年度任用職員の時間外手当ということを組みさせていただいて執行させていただいてるということです。よろしくお願いいたします。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 この額面約400万円が、一定程度の範囲かどうかちょっと私は分からないんですけど、もちろん現場で子供たちを相手にしてのお仕事ですから、不測の事態、保護者の送り迎えも含めて、不測の事態が起こるといのはすごく想定できるんですけども、ほかの部署が全然こういうのない中で、ここに雇用された方がこれだけ時間外勤務されるということについて、そういうふうに事前にお話されながら、きちんと御本人の承諾を得た中でやっておられるのかどうかというのが心配なんです。というのがまあこれがちゃんとできとるかどうかということと、会計年度任用職員にここまで頼らざるを得ないというのは、やっぱり保育士の本質的な不足ということは否めないんじゃないかなという疑問が残るんです。その辺はいかがですか。

○山崎委員長 山田児童係長。

○山田児童係長 いろいろ心配をおかけいたします。

シフトについては、保育士、各会計年度任用職員の保育士とも調整をしながらやっておりますので、その問題は特にないかというふうに考えております。

人数が足りてるか足りてないかそういったところ、正直言いまして、ぎりぎりの人数でやっているところは否めません。そこについては委員おっしゃるとおり、本当にもう数人欠けると保育ができるのかという、極端な話そういった本当にぎりぎりな状況で常に雇用をしなければならぬそういった状況というものもあります。そういった中で、保育士、正規職員、そして、会計年度任用職員、それぞれがいろいろと協力しながら今現状してるのが実態ということです。よろしくお願いいたします。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 事情はよく分かります。令和3年なんて特にコロナ真っ最中で、それも令和4年入って今の時期から徐々に緩くなるんじゃないかというふうに言われながらも、今度はインフルがはやるんじゃないかということですね。欠けるのも当然というふうな、今のところ世の中の流れなのかなというふうに受け止めているんですが、ぎりぎりというわけにはいけないのではないかなと思います。もうちょっと余裕をもった職場の人員の確保というところと、本人の納得の上での雇用かというところをですね、しっかりと精査していただいときたいんですけど。

最後に、保育所の会計年度任用職員については、ちゃんと雇用するときに御本人からこういうこともあり得ますよというふうな説明ないしは御納得というのはいたできてますか

ね。フルタイムでもパートでも残業ないですよというふうに思い描きながら入ったのに、残業ぶちあるんじゃないではちょっと申し訳ないと思うんですが。

○山崎委員長 三原健康福祉部長。

○三原健康福祉部長兼福祉事務所長 保育所の職場が、例えば私たちの事務職場と違うところというのは、児童何名に対して保育士は何人ですよと決まっているところなんです。だから保育所を開けている限り、その保育士の数を確保しなければならない。例えば、有給休暇で欠けましたよといったときに、そこまで全部想定してフルタイムの職員を雇う、これはちょっと運営上、問題があるのかなと思ってます。そういうことがないように、代替で入る方であるとか、本当に1日前に「明日来てもらえますか」って言ったら、「はい」って言われる方、そういう方を確保してるというのが実態なんです。

今、言われた時間外については、最初募集をかける段階から時間外が発生しますよということはおちゃんとお伝えをして応募をしてきていただいておりますので、そのあたりはもう納得をいただいているというふうに思っております。

多くの方が会計年度任用職員で入っていただいて、本当コロナのときなんかは困ったねということで、みんな本当に協力をしていただいております。大変頭が下がる思いです。なので、今後もそんなにたくさんの方を雇うわけではないんですが、実は本当に年がら年中募集をかけているのが実態です。でも、なかなか増えていかないんですね。条件をよくすればいいんじゃないかということで、何年か前から少しずつ時間給を上げたりとかしているんですが、実態はうちが思うほどの人数は確保できていないということになっております。

○山崎委員長 どうぞ。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 総務課長、柿本です。ちょっと補足をさせていただきます。先ほど、寺岡委員の質問の中で、保育所以外の会計年度任用職員の時間外手当がないんじゃないかなろうかというような御質問があったと思うんですが、保育所以外の職場は基本的にパートタイムということになっておりまして、時間外手当は時間外報酬という形で支払っておりますので、報酬の中に含まれておることになります。ですから、時間外勤務が全くないということではなくて、報酬の中に含まれておることによって、時間外勤務につきましても、当然、任用条件通知の中でお示しをする中で、時間外あることもありますよというふうな形で、対応させていただいております。

以上です。

○山崎委員長 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 質疑はないようでございます。

以上で、第3款民生費の質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。再開は午後1時、第9款消防費の質疑から入ります。

11時52分 休憩

12時59分 再開

○山崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第9款消防費の質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

小田上委員。

○小田上委員 よろしく申し上げます。

では、まずは非常備消防費、178ページのところなんですけども、この小型ポンプも積載車も基本的には補助で買われて、一般財源はかなり絞られてるところで、本当にありがたいなと思います。こういうところを見つけていただいて、毎年のように上がってくる補正予算も正直楽しみにしてるるところではあります。

ただ、ここの小型ポンプにしても、管理がちゃんとされてるのかっていうところはすごく気になります。分団の様子を伺うと、毎月やってるよというところもあれば、2カ月に1回だよとかっていうことも聞いたりもします。まず、このポンプの管理状況と、あとは通告させてもらってるるところですね。この消防団からこういう機材が欲しいとかっていう意見の集約の方法と現状を教えてください。

○山崎委員長 消防団係長。

○中村消防課課長補佐兼消防団係長 消防団係長、中村です。よろしく申し上げます。

まず、1点目の消防ポンプの整備につきましては、月1回の整備をするようにお願いをしているところでございます。なので、それで一応管理の状態は任せてはおります。逐一、その管理状況に何か支障があるようでしたら、消防本部のほうに報告がありますので、そういう対応をしております。

それから、2点目なんですけど、要望書というのを年に1回、分団長経由で団員の皆様方にお伝えをするようにしておりますので、その要望書が消防本部に回ってきたら、どういった資機材が今必要になっているかというのを団本部の皆さんと協議しながら、整備というかそういった整備計画のほうに反映させていっているという格好でございます。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 そうですね、毎回上がってくる補正予算にしても、当初予算にしても、痒い所に手が届いてるなと思うところも多くあります。ただ、これを使う人ですよ。団員の確保というところが、結構一番重要なんじゃないかなというふうに思ってます。資機材の要望はするけど、多分団員の皆さんが思ってるのは団員の確保、資機材の確保もなんですけど、そのあたりとかっていうのは、分団長を含めた幹部の方の会議ですよ、そういう話が今出てますかね。

○山崎委員長 川村消防課長。

○川村消防本部消防課長 団員の募集の件でございますけども、こちらのほうまだ団の本部会議とかですね、幹部会議のほうでは特に上がってはおりません。しかしながら、この4月から消防団員の処遇改善がなされておりますけども、それに合わせまして、今年度から団員募集のために電子申請を活用して、入団希望申請フォーム、これからの申し込みで、これまでに3名の方が入団につながっております。口コミで広めていただいて入っていた

だくということもありますけども、デジタルというものも活用して、残り下半期も募集を積極的に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

電子申請という御紹介がありました。消防年報をですね、令和3年度のものからエクセルファイルも上げていただいています。これめちゃくちゃ助かるんですね。例えば、消防団の車両、古いのから見ていこうと思ったときに変えたりとかも簡単にできますし、こういうところで資料を見やすくしていただいているのはありがたいなと思いました。

消防団員の確保なんですけども、処遇改善含めて、あとは消防団員応援の店というところも、かなり御尽力いただいていると思います。本当、団員から聞くと、このカード持つてるといって出しているところを、実際に「消防団員です」って証明するカードを出したりしていただいています。

それにあわせて、もっと具体的に団員の方に支援できるところで、車両のところもありますので、免許制度が変わってもう久しいですけど、普通免許で運転できない車両というものもあったりすると思います。そのあたりで免許の把握はされてると思うんですが、把握は全部できてますかね。そこをちょっと団員の方の運転免許証の保有の確認をどこまでできてるか教えてください。

○山崎委員長 中村消防団係長。

○中村消防課課長補佐兼消防団係長 自主の申告になるんですけど、一応団員の皆様方に免許証の今の保有状況はお願いして、一応確認はしております。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 この準中型とか普通免許とかできた目的というのは、慣れない大きい車両を運転し、事故が起きることがないようにというのがあったと思いますが、とはいえ、準中型の免許も18歳から取れるというところで、これから若い消防団員が入ったときに準中型取れるよとか、国も補助してるものがありますよね、準中型。そういうところしてあげれば、少しでも促進になるのかなという思いはあります。

免許の確認が自己申告というのがちょっと以前からぴんときてなくて、消防団員の身分というのは非常勤の公務員ですよね。公務員でここにおられる職員は、運転免許証を持つてかどうか分からないってことが多分ないと思うんです。公用車を運転する可能性があるのに。なのでその身分がある以上、しっかり保有状況は、保有が100%じゃなくても消防団活動はできると思います。ただ、確認が取れてないという状況はよくないのかなと思ってますのでそこはしっかり、多分100%確認できてないですね。なので、確認していただけるように団の中で調整してもらえたら、何かあったときに心配せずに済むのかなというふうに思います。

そのあたりでまず消防団のほうは終わって。次の自主防災のほうにいきましょうと思います。180ページですかね。

ここなんですけど、自主防災組織の活動の内容というのが正直ぴんときてないというか、防災リーダーというくりがあろうと思いますけど、その方がどういう活動をしましたよというのがどこまでPRされてるのかなというのと、そのPR状況聞きたいのが、先ほどありました消防団員が防災リーダーの役割というのを理解し切れてるのかなと。何かあったときに、お互いにお互いの役割が分かってないと困るんじゃないかなと思うんですけど、そのあたり情報交換とか、各防災リーダー、消防団員としての、そういう情報の提供というのはどういう状況でしょうか。

○山崎委員長 田中危機管理課長。

○田中危機管理課長 危機管理課長、田中でございます。よろしくお願ひします。

自主防災組織の活動がいまいびんとこないということ、PRということだろうと思うんですけども、通告いただいておりますように。市として、個々の自主防災組織の活動、こちらをPRということはしてはいないんですけども、市が実施します自主防災組織を対象にしておりますセミナーであったり研修であったり、こういったものにつきましては、内容をホームページ上で公開しております。防災研修資料というページがございますので、その中で、こういったような研修をしました、訓練をしたというような御紹介をさせていただいております。

消防団との実際の中での防災リーダーであるとか、自主防災組織がどういった活動をしているかというような情報共有の場というのは、特には設けてはおりませんが、自治会の中で消防団にも属していらっしゃる方もおられますし、両方に属しておられる方ももしかしたらおられるのかもしれませんが、そういった中でこんな動きがあるんだよというようなことはされておるかと思いますが、こちらから率先してそういった情報共有の場を設けてないというような現状でございます。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 消防団員の方で防災リーダーされてる方もおられるのは、具体的に思い浮かぶ方もいるぐらい分かります。ただ、災害がある可能性が、先日の台風みたいに身構えられるときに、招集がかかってない状態であれば防災リーダーとしての活動ができる。招集がかかれば消防団員としての職務を優先とするのか、両方とも市長から受けてますよね。任命というか、どっちが優先されるのかなというのに加えて、本当にその幅で、メンバーで大丈夫なのかなという心配もあるんですね。なので、1人の方が消防団員だし、防災リーダーだしていう場合、その方が例えば地区で1人、唯一いる防災リーダーが消防団の人だったとかってなると、ちょっと有事のときにはという心配もあります。そのあたりの心配は心配し過ぎですか、そうでもないですか。教えてください。

○山崎委員長 田中危機管理課長。

○田中危機管理課長 御心配はごもっともだろうなと思います。地区によっては、確におっしゃるように、防災リーダーの方がいない地区もちろんございますし、消防団だけあるという組織もあるとは思いますが、どうしても消防団に属してらっしゃって防災リーダーにもなっておられる方、招集がかかるまではもちろん防災リーダーとして主体的に活動

していただくことは大変ありがたいことだと思います。しかしながら、招集があればやはり消防団の活動が優先されるのかなとは考えております。そういったときに、リーダーの方だけに頼らず、全体の自主防災組織として、あるいは、例えばまだ未組織であってもその中で避難の呼びかけでありますとかそういったことができるようなことに、市としても力を入れていきたいと考えております。避難の呼びかけ体制の充実、これは県としても重点的に進めているところがございますし、市もこちらを進めていきたいと考えているところがございます。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 お話を伺って、日頃の啓発活動に近いところで防災リーダーの活躍を期待して、何か起こりそう、起きてしまったというときには、消防団員というところの活躍というのは重要であろうということなのかなと。実際に起きたときも防災リーダーの方、ヘルメットも配られてますし、活動していただけたらと思うんですが。先ほどの答弁で、団員であってリーダーであれば、招集がかかった場合はもう団員としての行動を取らざるを得ないんじゃないかということがありました。何かそういうのも含めて、日頃防災リーダーと消防団だけじゃなくて、避難所の運営だったりとかボランティアセンターとなれば社会福祉協議会ですかね、そういうところとか、こういう災害のときにはこういう避難所運営がされて、甚大な災害のときにはこういう流れですよとかってというのが、やっぱり大竹市は災害の少ないまちなんで分かりにくいのかなとは思いますが。なので、せっかくある仕組みの中で、もっといろんな団体で情報共有して訓練するなりできれば、お互いの存在意義というのが分かるのかなと思うんですけど。そのあたり、以前は自治会で消防団等防災リーダーの訓練の成果を教えてくださいましたけど、コロナ禍もあって難しいのかなと思うんですが、新しい訓練とか、この令和3年度にあったものの事例があれば紹介をお願いします。

○山崎委員長 どうぞ。

○堀江危機管理課主幹 主幹の堀江です。

令和3年度として、特に新たに実施いたしましたのは、先ほど言いました自主防災組織の呼びかけ体制というのは令和2年度から主体的に実施しておりますが、さらに、その中を令和2年度はセミナー等、集合的に集まった訓練までしかできておりませんでした。さらにそこまで終わった組織の中から希望する組織を対象に、最終段階まで上り詰めていくステップアップ訓練という事業を展開しております。令和2年度は2組織がこれに参加し、最終段階まで達成いたしました。今年度もさらに希望する組織に対して実施中であり

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 通告してるほかの件については2回目に回すとして、すみません、その令和3年度は、最初の集まってやる訓練、初歩的なものからさらに踏み込んだものへという御紹介でしたが、最後までという最終的なものというか、最終的っていうのがどこのか、

何かこれっていうものがあれば紹介いただけたらいいんですけど、ございますかね。

○山崎委員長 堀江主幹。

○堀江危機管理課主幹 紹介については、大竹市のホームページでも呼びかけ体制として3セットの公開を実施しておりまして、何をすべきか、さらに、それを具体的にどうやるべきかというものを全て公表しております。

その中で特に御紹介いたしますと、この呼びかけ体制づくりについては、防災意識の醸成、地域性の把握、呼びかけ体制づくり、呼びかけ体制の実践、呼びかけ体制の検証という5つのステップになっておりまして、このうちの体制づくりまでが集合的に実施することが可能です。ですが、集合的に実施しただけでは内容の踏み込みが足りませんので、特に大竹市では各組織を単体で、その後に地域特性の把握と呼びかけ体制づくりを、さらに重点的に深掘りした訓練を事業として展開しておりまして、それが終わった後に、今度は呼びかけ体制の実践としての情報伝達訓練、もしくは避難訓練、それが終わった後の今度は呼びかけ体制の検証として訓練の振り返り、最終的にそれらを通しての講師からの指導、それによって今後の課題ですとかそういうものをさらに明確化して、終了後のさらに上に上がるための問題意識を持ってもらうというような試みを実践しております。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

とっっても内容の濃いものをされてるんだろうと思いますし、それが2団体までやってるといところはすごいのかなと思いますし、本当沿岸部と山間部で全然違いますし、多種多様なところだろうと思います。これからもきめ細かくよろしくお願いします。

ほかは2回目に回します。

○山崎委員長 他に通告いただいた方、質疑をお願いいたします。

小中委員。

○小中委員 主要事業報告書の15ページの自主防災組織育成指導事業で、178ページから180ページで、活動等実績というのが報告書にあって、地区ハザードマップの作成とありますけど、この地区別のハザードマップの作成及び配布状況というのは、どのようになっているのでしょうか。分かっていたら教えてください。

○山崎委員長 田中危機管理課長。

○田中危機管理課長 こちらが、呼びかけ体制とは別で、研修をした後にそれぞれの自主防災組織のほうで個別に実際にやられるものの例として例示しておりますのが、それぞれの地区で地区のハザードマップ、これは市のハザードマップを見ながら自分たちの地域の危ないところをもう一回どうだろうかというような確認をしたりするところがございますが、この中身ですね、実際それぞれの団体でどのぐらい配布しているかということからは、ちょっとこちらも把握してない状況でございます。失礼します。

○山崎委員長 小中委員。

○小中委員 配布はともかく、作成は全地区でもう全て出来上がるといふふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○山崎委員長 田中危機管理課長。

○田中危機管理課長 お待たせしております。

昨年度の実績でいえば、1地区のみの作成ということになっております。ちょっと全体の数字を把握しておりませんで、申し訳ございません。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 すみません、消防費からは常備消防費と防災・減災費それぞれ1点ずつ伺いたいんですが。まず、常備消防費のほうで、決算書176ページの備品購入費のほうから約120万円が決算として上がってます。必要なものは計画的に購入をしていっておられると思うんですけど、このたびの120万円の用途について、まず主立ったものをお聞かせいただけたらと思います。

○山崎委員長 澄川警防係長。

○澄川消防課主幹兼警防係長 警防係長の澄川です。よろしく申し上げます。

この備品購入費124万3,330円なんですけども、3点ほどあります。

まず、署の活動系携帯無線機、これ10式購入いたしました。この10式で101万2,000円。続きまして、通信指令室で使用する平机・いす一式、これは13万6,180円です。最後に、水難救助用人形1体、これが9万5,150円になります。合計で124万3,330円の諸備品を購入いたしております。

以上です。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 今、主立ったものということで挙げていただいたんですけど、令和3年予定してたものは満足いくだけ買えましたか。

○山崎委員長 澄川警防係長。

○澄川消防課主幹兼警防係長 一応、満足いく物を購入させていただきました。ありがとうございます。

終わります。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 大分謙虚なお答えをいただいたんですが。プロの消防といいますか、専門家として、消火活動・救助活動などしておられると思うんですけども、今欲しい物と実際手に入る物とのラグがやはりできるだけ小さいことが、市民の皆さんの安心安全につながっていくというふうに思いますので、今後も長い時間をかけながら財政を担当している課を説得しながらちょっとずつそろえていかれると思うんですけど、ぜひ粘り強くしっかり備品をそろえていただきたいと思います。

不用額も少しある中で、実際に体感してるのが署のほうでお持ちのAEDトレーナーとマネキンとマット、これ今何セットあって、一度に何人までの講習に対応できるようになってますかね。コロナで随分と御苦労されながらも講習を開いて、心肺蘇生法の普及活動尽くしておられます。その御苦労はよく分かってるんですけど、今からそういった求めがあった場合に、一度の講習で何人対応できるかお願いします。

○山崎委員長 春田救急通信係長。

○春田消防署課長補佐兼救急通信1係長兼分隊長 消防署救急通信1係の春田と申します。

寺岡委員のただいまの質問についてお答えいたします。

まず、AEDトレーナーと蘇生訓練用の人形ですよね。あと、それに敷く、実際に受講するときに、受講者の膝が痛くなったりとかしちゃいけないので一応マット、こちらのほうこの3点を1セットと換算して、10セットは準備できるものと考えております。

それで、現状、先ほど言われましたように、コロナについて受講者の制限等も実際かけておりました。一応先ほど言った10セットという形で、感染防止対策をかなりこちらのほうも配慮して活動をするという上で、一応上限は現状も10名というふうにさせておりますが、ただし、そうはいいましても、現状コロナに対する緩和であったりそういったことも情勢等も変わってきていますので、先方の受講する際の例えば申し込み人数が20名等であった場合は、一応できるだけ密にならないようなそれなりの感染対策等、そういった消毒とかをできるだけこちらのほうも配慮しながら、20名でも可能であれば行っていききたいかなとは考えております。実際、20名近い受講者といいますか、それで行っているということも現状ありましたので、そういう形で私たちは対応させていただいております。

以上です。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 状況が状況ですので、そういった対応、まあ上限を持ちながらやっておられた大変御苦労があったんじゃないかなと思います。これから少しずつ緩和されていくというふうにも考えたいですし、受けたい希望があれば、できる限り受け入れていくべきものかなというふうにも思っています。

ただ、機材そのものについて、AEDトレーナーが随分長い間活躍してきたものかなと思います。もう10年以上前から同じ機械を使ってるんですが、心肺蘇生法も5年ごとにガイドラインが確か入れ替わると言うんですけど、何とか今はこういう形だよとかいうのを説明入れながら、恐らく講習もやっておられると思うんですけど、そろそろまたに置かれてる民間も含めて、AEDの機械とトレーナーとか乖離が大きくなってきたかなという印象を持ってるんですが、その辺がもし準備できるんなら、これから緩和されていく中で新しく講習を受けられる方にそっちのモデルでというふうには思うんですけど、今のところ、このあたりは整備計画には入ってないでしょうか。

○山崎委員長 春田救急通信係長。

○春田消防署課長補佐兼救急通信1係長兼分隊長 ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

今、言われるように、確かにAEDトレーナーにつきましてはもう十数年経過しております。実際、今現有してるものでも実際古くてちょっと使えない物は別としまして、実際平成17年の物がまだ2体あります。ただ、この物も先ほど言われたガイドライン2005でのバージョンアップはしてはいるんですけど、若干今の最新のものと違いとしまして、メッセージが新しい物というのは、形もコンパクトにはなってるんですけど、メッセージ内容が若干ニュアンスが違っておまして、それで何セットか配分するときに多少は時間

がかかってしまう。というのは古い物は実際あります。ただ、あくまでも操作方法とかそういういったものについては、特に講習する上で問題となるというわけではなく、あくまでも私たち指導員としての立場で、先ほども同じように言われたようにフォローしつつ、新しい物に触っていただければそうしていただいて、古い物であればそのように、今のはちゃんと新しい物はメッセージもちょっと短く、もう少しレスポンスよく対応できますという説明等を入れながら当たっております。

整備計画等はなかなかあれなんですけど、先月も新しい物を救急振興財団、こちらのほうから寄贈を受けております。9月末ぐらいに。そのときの内容としては、AEDトレーナー1基と半身タイプの上半身の蘇生用の人形、あと、乳幼児用の人形、こういった3点寄贈を受けております。平成30年にAEDトレーナーを3基、消防のほうで購入しております。先ほど述べました9月に入りました寄贈を受けたAEDトレーナーとそれは同製品ですので、現状、最新の物が4基あります。

補足なんですけど、救急振興財団、ちょっと私のほうも興味がありまして、過去のこちらのほうから寄贈を受けた物、そういった記録を見たら、大体四、五年でいただいているというのもありまして、ちょっと値段のほうもそこそこいたしますので。ただ、余りにも破損等がありましたら、当然、次年度の予算に上げなきゃいけないというふうには私も考えております。

以上です。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 詳しくありがとうございます。

これらの機器が、消防の備品購入費の中で優先順位というのはちょっと私には分からないんですけど、全体で考えたときは、それも大事だけどもっとこっちのほうの方が大事だよというのが現場でももちろんあると思いますので、そういうこともしっかり順番をつけながら、ただ、さっきも言いましたように、欲しいと思ったときと実際に入るとき、本当に必要なときがラグがないように、何とか早め早めに物が手の中にあるようにしておいていただきたいなというふうに思います。これトレーニングセットというのも、どこかの順番に並べておいていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

常備消防費、以上で終わります。ありがとうございます。

続いて、防災・減災費なんですけど、自主防災組織育成指導事業、180ページですね。決算書で言えば。

これも随分成果も見込めるのじゃないかなと。危機管理課の皆さん方いろいろ工夫をしておられると思います。まず、広げるところをこれまですごく力を入れてこられたなという印象があります。これからは一つ一つの団体に実力をしっかりつけていただいて、本来の目的である自主防災という形を地域の中で全うしていただくスキルをつけていただくことになるかなというふうに思うんですが、その中の地域のほうからのこの活動の要望で聞いている中の1つに、第2次避難所の先行開設、これがこれまでもいろいろな場面で議会からも話があったはずですが。1次避難所が開設して、本格的にやばくなってきたら2次避難所が開くと。その間、本当に心配な人たちはどうやってどのタイミングで避難するのか、

どこに避難するのかという、家から離れてるという現状もありながら、2次避難所をもう1次避難所と一緒に開設して、早く避難できるようにしようよというふうな声がこれまでもあったと思います。

市のほうの回答としても、職員がその場に配置をするという問題点があったりとか、いろいろあったのも承知しております。これまで、中を育成する内容のこの自主防災組織の育成なんですけれど、避難所の運営について今後少し重きを置きながら、例えば、1次避難所が開きました、自主防災組織に本来であれば2次避難所のところに避難できるように、組織に運営をお願いします。本格的に2次避難所が開設になれば、市の職員を派遣するというふうなつなぎの避難所開設ということも遠くない将来できるんじゃないかなど。要は、研修内容の中に避難所運営というのを盛り込んでいけば、避難所の運営というのも自主的に可能になるのではないかなというふうなイメージがあります。というのが、市のほうの資料でも他機関及び地域で管理する避難場所、市の職員は配備しませんとか、地元の要望で開設する、地元の判断または市の要請で開設する避難場所、こういったものがありますので、こういったたてりで自主防災組織のほうにも運営をお任せしながらできないのかなというふうに思ってるんですが。講習内容などに沿ったことを踏まえながら、今後、将来的にどうですかね。令和3年度は、先ほどお話をいただいたことでやられたということですが、中身を少しずつ充実させるという意味でいかがでしょうか。

○山崎委員長 田中危機管理課長。

○田中危機管理課長 貴重な御意見ありがとうございます。

2次避難場所の先行開設につきましては、先頃、台風14号がございましたけれども、このときにも一部実施しております。これは先ほど委員がおっしゃられたように、職員を最初から配置してという形で開設をしたんですけれども、やはりこの開設、先ほど質問の中でもありましたけれども職員の配置等ございまして、災害の種類によっても対応が変わってくると思います。状況に応じて、これは適宜実施してまいりたいと考えておるところですが、もう1つの地域で管理する避難場所ですね。こちらの拡充ということでございますけれども、これ開設、それから、運営を自主防災組織等の方に依頼するということですが、自主防災組織だけでなく施設によっては施設の管理者との調整も必要ではあるかと考えておりますので、すぐやりますとかそういう即答はできませんけれども、可能であれば既に一部の自治会でありますとか、自主防災組織で行っていただいておりますので、そういった形で避難場所の自主開設とその後の運営をしていただけるというのが理想的な形だとは考えております。ただ、なかなか敷居が高いのかなとも考えておるところです。実際に、よその市町でもそういうふうに運用されておられるところもありますが、やはりこれまでのその長い災害の経験とかそういったものがあって、ブラッシュアップされてそういった形が出来上がってるのかなというふうに感じているところです。ただ、理想的な形であることは認識をしておりますので、そのような形に円滑に移行ができますよう、今後、検討していきたいと考えておるところです。

以上です。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。

もちろん、すぐに明日からできるわけではありませんので、しっかり何が課題なのか研究しながら実現していったほうが市民のためになるというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

先ほどの常備消防費のほうが物とお金の関係で、今の防災・減災費のほうが人の関係だと思います。人と物とお金とバランスよく進めなければなりませんけれど、これから市としてはやはりお金をかけていかなければいけないところだと思いますので、引き続き上手にやっていていただきたいと思います。

終わります。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 質疑ないようでございますので、以上で、1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

小田上委員。

○小田上委員 では、その他のところで書いてる部分に触れながら、いただいた資料ありがとうございます。比較しようと思って見てます。反面、結構少なかったのかなと思います。災害の数というか、警報が出て避難するということも少なかったように思います。ただ、これを見て分かるのが、雨が台風だけなんですよね。避難所が開設されてるのが。なので、もちろんほかで地震だったりとかないのがすごくいいことなんですけども、それ以外でも避難所開設する可能性はもちろんあると思います。雨の体制というのは、結構、雨が降るよねってなるとこういう行動をしなきゃいけないんだというのがこの数字のあらわれだと思います。ただ、ほかのときにはなかなかどういう行動を取っていいか分からないと。そこはやっぱり防災リーダーの方の活躍が必要なのかなと思ったりします。地域防災力を上げていていただけたらなと思うんですが。

この雨というところで、2つ大きく伺いたいんですけど、雨の予報は台風であればなおのことなんですけど、ある程度準備ができると思うんですね。その際に、よく使ったりとかするところには土のうを置いて、ある程度防ごうと思われる方も市民の方おられます。土のうってというのが、本当に一軒家とか平家一戸建てとかであれば、準備して庭に置いておくとかもできると思います。ただ、土のう袋、直射日光を浴びるとすぐだめになっちゃうというところもあって、なかなか管理・保管も難しい。それで、いざ雨が降るよというときに、自分のところの土を袋に入れてって作業も大変。これ土のうって今どういう状況になってますか。市から提供するとかっていう。その市民の方への提供の方法だったりとか現状を教えてください。

○山崎委員長 田中危機管理課長。

○田中危機管理課長 土のうでございますけれども、市役所、それから、消防署のほか、大竹会館、玖波公民館、それから、各コミュニティサロン、それから、みどり橋の下にも実は。ちょっと大分みどり橋の下は劣化が激しいんですが備蓄をしております、特に出し

入れが多いのが市役所と消防署になろうかと思うんですが、この備蓄分については在庫数を適宜確認しております。市役所備蓄分につきましては、年度当初に土のう作成訓練というような若手の職員を中心に、そのグラウンドで土を使って土のうを作って、作り方の訓練を行いまして一定数確保しておるところです。

それから、市民からの土のうを事前に、おっしゃられたようにその雨の前であるとか、自宅のほうに置いておきたいということで要望を受けることございますけど、その問い合わせを受けること多いのが消防とやはり市役所の危機管理課となっております、この要望に対する対応方針ですね、こちらについても両方で共有して円滑な対応を図るようにしているところでございます。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 土のうって、なかなか日頃は家に置いときたくないけど、欲しいときは欲しいという物なので、なかなか難しいですね。消防団の屯所とかにも土のうをある程度置いてあると思うんですが、なかなか雨の前だから地域を回って土のうを渡していくという消防団員の負担もあるだろうし、難しいのかなど。そうなったときに市民の方はどこに電話をして、どういうお願いをすれば土のうを手に入れることができるのかというのが、いまいち分からないなど。あとは、手に入った、作ったとしても、土は庭にまいてくださいと言われることが仮にあったとして、庭なんてないよという家もあると思うんですね。なので、その処分難しいなと思うんですが、それは今後改善されそうとか、方向が考えてるとかあれば教えてください。

○山崎委員長 田中危機管理課長。

○田中危機管理課長 まず、平常時ですね、あるいはまだ災害対策本部が設置してないんですが、警戒態勢に当たってるというようなときでございましたら、あくまでも土のうが欲しいというお客様につきましては持ち帰り、こちらについては消防署もしくは危機管理課のほうで対応しているところなんですけど、設置しに来てほしいというのはちょっと対応できないのでお断りをしているところでございます。

それから、置いた後の片づけてほしいというのは、これはあくまでも御自宅用ということであれば、各自で処分してくださいということを事前にお伝えしておるんですが、例えば災害対応で、実際にこの前の台風のとときかを例に挙げますと、既にもう台風が近づいてきていると。それで水かさも増しているのということで、市のほうで設置しに行った事例はございます。その際にも、御自宅用に水の浸水を防ぐために置くということであれば、それはまた後ほど御自宅のほうで片づけをお願いします。もしくは、雨のシーズンというのは比較的長く続きますので、シーズン中は保管しておいていただいて、もしまた雨の心配があればその際にまた御利用いただけませんかというようなことをお願いしたりもしています。ただし、あるところに置くことでその地域全体というか、その一帯をちょっと防ぐために多めに置くようなことがございまして、さすがにちょっと個人だけでは対応が難しいような事例に関しましては、業者のほうに御相談いただいて市のほうで対応するということが過去あったようです。今年は今のところございませませんが、先ほど申し上げ

ましたように、基本的には処分は各自でお願いしたいということをお伝えしているところ
です。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 処分が各自というのが結構負担なんですね。市の職員だったり、署員だつたり、取りに来てくださいますというのはさすがにしんどいと。ただ、どこかに持って行く場所
がありますよというだけでも気分が全然違うのかなと思うので、そういう体制ができれば
ありがたいですし、緊急のときは先ほど御紹介あったようにしょうがないと思いますので、
こういう災害とかっていうところは決まり事ばかりじゃ難しくて臨機応変、柔軟にとい
うのも大切だと思いますので、ルールはもう少ししっかり決めていただきたいところもあ
りますけど、縛られ過ぎないようにということもお願いしておきたいなと思います。

土のうはお願いしておいて、あと、この避難された方というのは余り世帯数としては多
くなくなったりしますが、ちょっと前に御紹介いただいた避難所の開設情報、インターネ
ット上で見れますよとかっていうものが、いろいろシステムを使う使わないがあつて変わ
つたりしたというのが知らなくて、1つのサイト見ても全然更新されないなということ
も今回台風の時にありました。あとは、避難所の開設状況だったり、避難の解除の状況で
すよね。防災無線鳴りますよね、スピーカー。市民の方から「解除はいいよ。もう分かっ
たよ。」って言われたりもするんですけど、毎日のことじゃないから我慢してよとも言う
んですが、あれだけ音量を出さないといけないとなると、やっぱりスピーカー変えられて
ますけど、近隣の方はうるさいと言われると。もうちょっと戸別受信機とかそういうもの
を配ったりとかできないのかなというところがあるんですけど、避難所の開設状況のネッ
トのシステムの変遷と戸別受信機についてちょっと考えをお願いします。

○山崎委員長 田中危機管理課長。

○田中危機管理課長 まず、開設情報ですね。無線で放送するものありますし、防災メー
ルで取っていただくというほか、市のホームページでありますとか、あと、テレビのデー
タ放送、これでも開設避難場所というのは確認することができますので、何を見たらいい
んですかというようなお問い合わせには、そのような対応をさせていただいておるところ
です。こういった情報の多元化というのは、今後も研究が必要かなと思って今検討して
るところでございます。

それから、戸別受信機でございますが正直価格は非常に高い単体です。余り配り回
るようなものでもないのかなと考えておまして、現在はそのレッドゾーンにお住まいの
ある程度年齢でありますとか、介護が必要とか、そういった条件でもって判断をした
上で、配置をさせていただいておるような状況でございますが、戸別受信機もいろ
んな事例もございまして安価なものとかいう事例もございまして。そういったもの
も今後は研究していきたいなとは考えておるところです。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 すみません、長くなりましたけど、あとは避難所の開設状況、バカンという

のが使えるという御案内ありましたが、あれは何年か前にもうやめちゃったというところで、防災メールに載ってる県の発表のページに飛んでくださいというのが一番なのかなと思いますけど、そういうアナウンスも、使えるものは使えるもんだと一回思ったら思い込んじゃうので、まあ情報を取ってない僕もだめだったなと思いますけど、そういう発信をしていただけたらうれしいなと思います。

戸別受信機が高価というのも分かります。ただ、うるさいと言われる方は、恐らく自分の地域じゃないからなんですよね。自分の地域のことだったらちょっと聞いてみよう、「ああ何か言った」というふうになると思うんですけど、そうなったら携帯とかに直接地域ごとに割り振ってあげて、通知を出してあげるようなLINEを使ったりとかというような方法もあたりはすると思うんで、もうちょっと戸別受信機だけにこだわらず、もっと安価な方法でシステム組むだけでいけるよというのがあるかもしれないので、そのあたりも研究もお願いして終わります。

すみません、ありがとうございました。

○山崎委員長 通告をいただいた質疑は以上で終わりました。

現在、2回目の質疑を行っております。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 以上で、2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 ないようでございます。

以上で、第9款消防費の質疑を終結いたします。

説明員の交代がありますので、暫時休憩をいたします。再開は14時からとします。総務費の質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

13時48分 休憩

14時00分 再開

○山崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第2款総務費の質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

小中委員。

○小中委員 95ページの税務総務費、市税過誤納還付金、まあ払い過ぎなんでしょうけど1,438万円余りとありますが何件発生しているんでしょうか。例年と比べて増減はどうなっているんでしょうか。そして、主な原因は何かというのを教えてください。

○山崎委員長 どうぞ。

○坂井市民税務課主幹兼収税係長 市民税務課収税係長の坂井と申します。

今、小中委員の御質問でございますけども、令和3年度の過誤納還付金につきまして、

件数は全体で256件というふうになっております。税目で言いますと、市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、この4税目になります。その中で、件数では市県民税が一番多く、全体の約6割、金額では法人市民税が一番多く、全体の約7割を占めております。

大体例年と比べてどうかという御質問でございますけれども、大体過去5年間の平均件数としては大体244件、平均金額は約1,402万円となっておりますので、令和3年度におきましても、ほぼ例年と同様で推移をしております。

還付金の主な原因という御質問でございますけれども、この還付となる原因といのは、税目によってさまざまな違いがございます。共通して言えるところでありまして、前年度以前の未納の税で督促状、まず、通常の納付書と、あと、たまたま未納の場合は督促状というのを送らせていただきますけれども、その督促状で重複して納付された場合、また、現年度分に発生した還付が年度を超えての還付になった場合、こういった場合は、税目では共通する主な要因というふうになります。また、税目ごとの主な要因といたしましては、まず、市県民税につきましては確定申告によりまして所得控除、例としては医療費控除、税額控除、住宅ローン控除やふるさと納税との寄附金控除、株式等からの配当控除、こういうものがございまして、こういうものを受けた場合、また、年金受給されてる方が亡くなられた場合に、既に年金から徴収されていた場合、また、法人市民税で言いますと、法人が事業年度の末に確定申告をした際の法人税割の納付額が前年度の予定申告、法人市民税の場合は、先に予定申告とあって、先に半年分ほど申告して納付されますけれども、その予定申告において既に納付されている額を確定申告のときに下回った場合、こういった場合は還付が発生するというふうになります。

あと、固定資産税につきましても、償却資産や家屋の滅失の判明で遡って申告等があった場合、軽自動車税は、先ほどもちょっと共通するところでいいました、二重で重複して納付されていた場合、そういうケースがあります。

以上です。

○山崎委員長 小中委員。

○小中委員 なかなかいろんな複雑な要因が絡み合ったりするようですが、この過誤納付というのをできるだけ減らしていくためには、どういうことが必要だと認識されていますでしょうか。

○山崎委員長 岡崎市民税務課長。

○岡崎市民税務課長 過誤納付金を減らしていく術ということなんですけれども、過誤の還付金というのは、税の制度上必ず発生するものです。法人の場合でしたら、その法人の業績によって予定申告を下回った場合は還付が発生しますし、個人の場合は、修正申告等による所得の変更によって還付というものが発生いたしますので、これは市のほうの努力でどうかするというものではなくて、常に申告される方とか、所得とか、あと、誤って重複して納付されたものと、そういったことになりますので、相手の状況によるということですので、市のほうで意図的に減らすとか、頑張っただけ減らすとかということとはちょっと難しいということでもあります。

以上です。

○山崎委員長 小中委員。

○小中委員 ということは、ほぼなかなか避けることはできないものであり、納める側のほうに何らかの問題があるというわけでしょうか。

○山崎委員長 岡崎市民税務課長。

○岡崎市民税務課長 委員おっしゃるとおり、相手の所得の状況の変化とか、誤って二重に納付されたとか、そういった状況によります。

以上です。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

小田上委員。

○小田上委員 よろしくお願ひします。85ページの一番下、市ホームページ管理システム使用料なんですけど、管理システムということなんで、ホームページを管理していくためのシステムなんですけど、今年度からまた変わったところだったんですけど。やっぱり令和3年度、これは使いにくかったんですかね。そのあたりがどうかと気になるのと、あと、市のホームページでいろいろ行事の予定とかいろんなところで書かれてるんですけど、それをまとめたページというのは今後難しいですかね。あと、ホームページのこの管理の更新の方法について御紹介ください。

○山崎委員長 どうぞ。

○佐伯企画財政課主幹兼広報広聴係長 企画財政課広報広聴係、佐伯です。御質問ありがとうございます。

まず、市のホームページの更新というか、今年度大きく変わったというのではないんですけども、ちょっと管理システムが変更になったというだけなので、見た目も変わっていませんし、こちらの作業の仕方もほとんど変わってはおりませんというのを最初にお伝えさせていただきます。

まず、御質問のイベントの関係なんですけれども、以前からこちらの議会の委員会の場でも何度も御質問いただいたりということで、過去にもイベントが探しにくいというのは承知しております。今ちょっとページの更新をしていて、特にイベントがない状態になってるというのもあるんですけども、イベントというのが本来はホームページ上の機能としてイベントカレンダーというのもありまして、各課が記事を作りまして、それをイベントカレンダーに掲載するという流れでカレンダーのほうに載ってくれば、イベントを探すところからカレンダーで検索はできるんですけども、今ちょっとこの御時世でイベント自体が少ないというのもございますが、細かいイベント、例えば公民館の講座とかそういったものに関しまして、個別に1つずつ記事を作っておりません。1つずつページが存在していれば、イベントカレンダーに掲載というのができるんですけども、今ちょっとそこまでできておりませんので、イベントとして1つずつ探すというのは難しい状態になっております。

教育委員会のほうでは、教育委員会で行ってる講座ですとか、いろんなスポーツの関係のものも一覧にして、総務学事課のほうのページで行事予定というのを掲載しております

ので、現在ちょっと改善できておりませんので、そちらのほうで閲覧をしていただけたらと思っております。

イベントの載せ方につきましては、現在こちらの管理担当のほうでも検討中でございますので、少し時間をいただくとおもうんですが、今後ちょっと改善できるようにしていきたいと思っております。

それから、ページの日々の更新なんですけれども、1つの情報を出すに当たっては、その事業を担当している課のほうでまずページを作りまして、課の中でそのページの情報を確認をする。課長が決裁をする。これを1次承認というふうに言ってるんですけども、それが終了しましたら企画財政課のほうに上がってきまして、こちらのほうで内容の確認をさせていただき承認をする。これで2次承認といいます。2次承認が終わった時点で、ホームページのほうに公開をするということになっております。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

イベントカレンダーについては検討していくということでちょっと楽しみです、イベントが今コロナから戻ってきてちょっと増えそうなタイミングもあるかなと思うんですけど、日頃からいっぱいフルにイベントやってた時期よりも、この更新の仕方のほうが手間がかからないよねとかっていうのは、少ないイベントだからこそちょっとチャレンジできるタイミングなのかなと思いますので、ちょっとチャレンジよろしくお願いします。

あと、更新作業については、特にシステムが変わったとはいえその作業内容には変更はないということで。すみません、この今回の決算に関わるといえば関わってるんですけど、決算書いただいて市の事業とか見ようと、これ何だったつけなというのが正直あるので、確認してみたいというときにページが存在しませんというのが今回かなり多かったんですね。ちょっと決算の審査期間中にこれがあるのは正直困りました。なので、タイミングを見計らっていただきたかったというのと、多分当初の予定では、決算のこのタイミングでかからないくらいの予定でされるつもりだったのかなと思うんですけど、そのあたりっていうのは、やっぱりこの1次承認というところですかね、1次のところが間に合わなかったのか、2次のところが間に合わなかったのかは置いて、ちょっと日頃からできてれば、これもなかったのかなと思いますので、ちょっと審査が大変でしたということは一言言わせてください。分かりました。

次に、88ページですね。行政情報等デジタルモニター設置業務、これ備品購入のところまで約194万円とあるんですけど、あと、85ページの電子看板運用業務委託料が約76万3,000円。これも関係があるのかどうか、すみません教えてください。

あと、このモニター設置で利便性の向上ができたかということと、今後どう活用していくか、今ちょっと見ると、ちょっと企業のPRもあるように見えますけど、そのあたりどういう活用方法をお考えか教えてください。

○山崎委員長 どうぞ。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 まず、行政情報とデジタルモニターについて

は、費用についてはこの備品購入費のみということになります。

どのような利便性の向上ができたかということについてでございますけれども、デジタルモニター設置以前は、行事予定については玄関に手書きのプレートをその都度取りつけていました。また、お知らせしたい行政情報については、本庁舎内のあちこちに各課がランダムに掲示をしていたという実態があったかと思えます。

モニターの設置後は、各課からの行事予定やお知らせしたい情報については、データで総務課に送信してもらって、一定のルールの中でももちろん掲示できるようになりました。また、モニターの設置に合わせ、庁舎内のポスターなどを掲示する場所も、各課に1カ所に集約をしております。これはかねてから課題というふう感じておりました、小田上委員からも過去指摘があったかと思えますけれども、来庁された市民の皆さんにとりましても、非常に見やすくなったのかなというふう感じております。今後のデジタルモニターの活用方針ということですが、運用費の大部分は広告収入ということになりますので、広告収入範囲内で有効な情報を選んで、分かりやすい情報提供に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○山崎委員長 本山課長補佐。

○本山企画財政課課長補佐兼企画係長 先ほどの電子看板運用業務委託料についてでございますが、こちらは大竹駅前のみくらすと総合市民会館に設置しておりましたデジタルサイネージの運用委託料となっております、こちらにつきましては、令和3年度3カ月分だけ運用いたしておりましたのでその分の委託料を計上させていただいております、終了後は、先ほどの総務課のほうの説明いたしましたモニターのほうをやっていくということでやっております。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 そうですね。85ページのほうは、数カ月分あるというのを今聞いて思い出しました。ありがとうございます。

この広告料なんですけれども、市の広報とかでも広告料をいただいて掲載するという方法と変わらないんだろうと思います。この感触というか、お伝えして何社か見えるんですけど、感触が分かれば教えてください。

○山崎委員長 杉山総務係長。

○杉山総務課主幹兼総務係長 広告収入のことなんですけれども、運営を委託してますところが表示灯株式会社というところになります。そちらのほうが市内の企業に当たりまして、広告を現在7社契約をしております。ちょっと契約料が幾らかは覚えてないんですけど、10万円程度だったと思います。こちらの収入の中で運用させていただいておりますので、運用委託料としましては、年間9,680円のみということになっております。大竹市が支払うのはですね。この広告の範囲内で、現在2カ所の表示板について運用しております。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 約200万円出して、今7社。200万円出して買って、年間で1万円かからないぐらいの委託料でしたよね。ざっくり70万円ぐらいって考えていいんですかね。じゃ、3年たてば元取れますね。すごいですね。すごいなと思いました。純粹に。

このデジタルモニターをつけていただいて、すごく庁舎内ですね、貼ってるものはすっきりした感じがあって、きれいだなと思うんですけど。玄関入ってすぐのところに、ポスター掲示場所って作っていただけてますよね。あれもあれでいいんですけど、掲示するんだったら掲示したいんだという思いを持って、例えばですよ、ポスターを額に入れて飾ってたりするじゃないですか、かけてたり。なのである程度の、まとめるというのも1つの手だと思うんですけど、無造作に貼らないというだけで、あときれいに並べていくという、各場所にちりばめるというのも、1つのPRなのかなと思うので。あそこに固まってるのは掲示板的でいいにはいいんですけど、何かビニールテープがはがれてたりするのも気になるので、ふと思いました。でも、すごくきれいになってうれしいです。

では、次に行きます。92ページ、協働のまちづくり推進事業、主要事業報告書にあります市民活動助成金ですね。約17万8,000円、これスタートの支援だけというところがあって、金額この程度というのはありますが、ステップアップとか大きい支援に結びつくところがなかったのかなと思います。この制度についてPR、例えばいろんな部署がいろんな活動されてる方、団体の方とか御存じだとは思うんですけど、この制度を使ってやってみませんかとかってというのは紹介ないのかなと思うんですけど、そういうつながりで受けられた団体とかあれば御紹介お願いします。

○山崎委員長 神代自治振興課長。

○神代自治振興課長 よろしくお願いいいたします。

市民活動助成事業におきましては、平成19年度から開始され、令和4年度現在、延べスタート支援が71団体、ステップアップ支援が13団体に支援させていただいており、多くの団体に利用していただいているというふうに思っております。

他の部署での制度のPRについてなんですけども、大きな声で言えるものは特にないんですけども、募集する際に、市内の公共施設に募集要領を設置して、他の部署の協力を得て設置させていただいておるとい、ちょっと連携といえるかどうかは分からないんですけども、そういったことをしております。

ほかの課からの紹介がなかったかということなんですけども、すみませんちょっと正確には把握してないんですけども、令和3年度の事業についてはなかったんじゃないかというふうに認識しております。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

この市民活動助成金ですね、受けたいなと思ったら結構準備するものがありますよね。定款作ったりとか、メンバー何人以上の構成で、計画が幾らでというのを作らないといけないと。日頃からずっとホームページにあって、何年度はこの受け付けでやりますというのであればいいんですけど、これステップアップは特に何か出てたり出でなかったりする、

その時期になったらその要領がでてきて、時期を過ぎれば消えてしまうイメージがあるんですけど、それが認識が間違っていれば教えてください。ずっとないと準備もできないし、いろんなところでアンテナを張って、いろんな各課係でこういうのあるんで来年やってみませんかとかって、使ってみませんかというところがないと、参加団体を見るとやっぱり以前使われてた方からの紹介とかっていう団体が多いように見えるので、ちょっと別の方向からせつかくある制度なので使っていただいて、輪を広げてもらえたらと思います。

輪を広げてもらうという点で、この市民活動助成金利用した方の情報交換だったり、こういう活動やってますというのを何年か前にされてると思うんですけど、コロナというのがあってだとは思いますが、今後やられる予定とかお考えをお聞かせください。

○山崎委員長 神代自治振興課長。

○神代自治振興課長 各団体の情報交換ですけども、制度利用者の情報交換につきましては、意見交換の場を設けた時期もありましたが、小田上委員がおっしゃるように、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在は休止ということになっております。平成30年度を最後に休止しているという形になっております。

今後についてですけども、当時の担当者などに話を聞いたところ、各団体が積極的に情報交換をすることにより、今後の各団体の発展に期待できるというふうに考えたんですけども、それぞれ活動の内容が異なることもあって、なかなかそこまで行くのは難しかったというような話も聞いております。ですのでそのあたりを踏まえて、お忙しい中集まっていたくではなくて、皆さんの思いなどを資料で共有するというような負担の少ない形に見直していきたいなというふうに、今は考えております。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 平成30年で、それ開催されたのが1回だったかな。複数回やってるかもしれないですけど、余り回数が多くなかったように記憶しております。それで、ステップアップだったり新たな活動の醸成ができなかったというのは、まあ1回目なのでね。1回だけだとお互い自己紹介して終わりなんじゃないかなと思います。なので、そういう情報交換があつて、ステップアップのお金とかこういうやり方で企画書を書いてこういう考え方すればいけるんだよとかですね、やっぱりノウハウというものを経験された方はお持ちなので、それを有効活用していただけたらさらに広がるのかな。制度を有効活用される方がおられる、出てくるんじゃないかなと思いますので。書面だけって相手が分からないんで、ちょっと寂しい気がするんで、できれば対面でやっていただいたらうれしいなというふうには思います。

残りの戸籍関係は2回目にします。ありがとうございます。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 ストレスチェックについて伺います。決算書は83ページ、一般管理費の委託料の中ほどにあるんですけど、これ令和3年度中、また、開始以来、法律できてから四、五年か、五、六年かというところだと思うんですけど、このチェックで救われた職員って

実際いらっしやいましたかね。また、医師の面接指導の結果、職場環境の改善が行われたというそういった事実はこれまでありますか。

○山崎委員長 どうぞ。

○浅田総務課課長補佐兼職員秘書係長 総務課職員秘書係長の浅田です。

まず、私のほうから、ストレスチェックの制度の概要について説明をさせていただきます。

職員のストレスチェックについては、労働安全衛生法の改正により、平成28年度から実施をしております。ストレスチェックの制度ですが、人事管理部門が職員の意図しない形で職業性のストレスの状況に関する情報を収集するためのものではなくて、職員が自身の職業性のストレスの状況を把握することを目的としたものになっております。このため、人事管理の権限のあるものが、職員一人一人のストレスチェックの結果を把握することは仕組み上できないことになっております。事業者としては、集団分析の結果により職場の状況を把握することはできるので、総務課では部署ごとの分析結果を把握しており、令和3年度では要対策となる部署がない状態であることは把握をしております。

また、高ストレスと判断された職員本人が面接指導を希望する場合には、人事担当部署である総務課に申し出た上で、職務として産業医の面接指導を受けることができます。産業医の面接指導の結果は総務課長に報告されますが、面接を受けた職員が人事担当部署にも伝えたいということであれば、総務課長あるいは職員秘書係長が対応します。ただし、このことをもって不利益な取り扱いをしてはならないというふうなことになっております。これがストレスチェックの概要になります。

○山崎委員長 柿本総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 それでは、御質問の内容にお答えをさせていただきます。

ストレスチェックをすることで救われた職員がいるかどうか、あるいは職場環境改善がなされたかどうかということでございます。今、制度の内容について説明をさせていただきましたけれども、個々の情報というのを人事担当部署持ちませんので、ストレスチェックをすることで職員自身が自分の現状を知ることができると。また、高ストレス者については産業医と面談するということができますので、結果としてよい方向に向かった職員はいるというふうに認識をしております。また、間接的に職場環境の改善につながったということはあるというふうに認識をしております。

以上です。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。成果・効果はありそうなお話ですね。人事のほうで把握するというのは難しいというのは分かります。これって管理職も対象になるんですけど。そういったことも踏まえて、何らかの形で課とか係とか部署が全滅ということも可能性としてはあるんですよね。その場合は行政全体としてどうやって対応するのかなという疑問があるんですけど、いかがでしょう。

○山崎委員長 柿本総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 まず、管理職も対応です。

全滅という言い方がちょっとどうか分かりませんが、特定の職場で高ストレス者が極めて多いというような場合もないとは言えないというふうに思います。その場合の対応につきましても、仮にそのような事態があったということであれば、部署ごとの集団分析の結果をもって職場とか個々の職員に積極的にアプローチしていくことは難しいということですので、その原因については当然調査をする必要があります。ちょっとケース・バイ・ケースということもあると思いますので、さまざまな方法で改善に向けた対応を取っていく必要があるというふうに考えております。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ごめんなさい、ちょっと例え話が極端だったかもしれません。答えにくいところありがとうございます。

法律ですからやらないというわけにはいかないんでしょうけども、これ法律ちょっと置いといて、もしなかったらどんな大竹市役所になるんですか。

○山崎委員長 柿本総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 ストレスチェックがなかったらということでもよろしいんですかね。ストレスチェックは、基本的には自分自身の気づきを与えるということになりますので、まず、一次予防といいますか、自分がどの程度の高ストレスの程度なのかということ把握するということになります。ですから、まずは自己努力といいますか、それをもってさらに産業医の面談等が必要であれば、そういった道がありますよということでもありますので、なかったらそもそもは気づかないということもあり得ます。実際、チェックシートに沿って細かな回答をしておりますので、そのことをもって自分がどの程度の高ストレスなのかというのはしっかり把握をできるということですので、当然効果というのはあるんですけれども、なかったらということであれば、そのまま高ストレス状態が自分自身が見逃すというようなことになってこようかと思えます。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 何となくまだちょっとびんとこないんですけれども、自己努力、自分のストレスを把握して自己努力、どんな自己努力があるのかちょっと分からない。例えば、今僕が課長に質問してるのはストレスですか。

○山崎委員長 柿本総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 ちょっと意外な御質問ですので、ストレスとまでは思わないんですがということですかね。

以上です。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございました。

ちょっと私ももう一回よく勉強しながら、また何かあれば何かの場面で伺いたいんですけど、役職問わず職員お一人お一人が、知らず知らずのうちに自分を追い込まないように事前にそういう対策というものを設けてるというぐらいで、まずは受け止めとってよろしいですかね。

○山崎委員長 柿本総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 まずは、個人個人で自分の状態を知ってもらおうということが第一ということ、その後が必要であれば面談等の方法もありますよという流れでございますので。よろしくをお願いします。

○寺岡委員 何となくオーケーです。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。
副委員長。

○藤川委員 すみません、お願いします。

まず、93ページの船舶建造工事です。令和5年4月の就航に向けて進んでいると思いますが、以前は変更ないとありましたけども、今何か変更がございましたら教えてください。

○山崎委員長 どうぞ。

○佐伯自治振興係長 自治振興課自治振興係長の佐伯です。藤川副委員長の質問にお答えします。

船舶建造工事の進捗状況でございますが、現在は設計のほうがおおむね終わり、船体の構造を制作する工事のため、材料検査も完了いたしまして、材料の加工や組み立てが行われており、大きな変更もなく進んでおります。

以上でございます。

○山崎委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。

コロナ禍の中でも、順調に進んでいることに感謝申し上げます。ありがとうございます。
続いて、7月15日から8月31日まで船名の募集をしていただきました。何件集まりましたかね。

続いて、以前にもちょっと質問したことがあるんですが、そのときはまだ決まっていなかったようなので、ここで再度質問させてください。船名の選定方法と選ばれた方へのもし謝礼のお考えがあるのか。あと、選ばれた船名のPR方法ですかね、お願いいたします。

○山崎委員長 自治振興係長。

○佐伯自治振興係長 自治振興係長の佐伯です。藤川副委員長の質問にお答えします。

まず、船名募集でございますけれども、多くの皆さんから御応募いただきまして、116件の御応募をいただきました。

続きまして、2点目の選定方法をどのようにということでございますけれども、選定方法につきましては、有限会社阿多田島汽船、また、地元の自治会の代表者の方々、市の職員による選考委員会で選考する方法といたしまして、先週開催いたしましておおむねの候補を絞ったところでございます。今後、正式な手続を取り決定していきたいと思っております。

続いて、応募者への謝礼につきましてははまだ検討ですが、何かしらの記念品を考えたいと思っております。大人でございましたら、例えば、数千円程度の阿多田島の特産品であったり、お子さんであったら図書カードなど、何かしらをちょっと考えたいと思っております。

最後に、船名のPR方法でございますけれども、決定した船名のPR方法につきましては

は、令和5年2月初旬予定の新船の進水式で発表する予定としておりますので、ぜひお楽しみにいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○山崎委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。

全てが順調に行ってるようで、進水式の船名発表を期待しております。ありがとうございました。

続いて、89ページです。瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会会費。この協議会、大竹市にとっての効果を教えてください。

○山崎委員長 本山課長補佐。

○本山企画財政課課長補佐兼企画係長 瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会に加盟することによる大竹市にとっての効果について、お答えいたします。

瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会は、瀬戸内海沿岸市町村相互の連携により、瀬戸内海の多様な資源を生かした人の流れをつくり出し、防災ネットワーク機能の強化を視野に入れた瀬戸内・海の路の利用振興を図りつつ、アメニティ豊かな地域として、沿岸地域全体の発展することを目的とした組織となっております。協議会の会員は、瀬戸内海沿岸の96の市町村、11府県及び国で構成しており、国土交通省地方整備局が事務局となっております。

地方港湾である大竹港は、企業の物流拠点として非常に重要な役割を果たしており、今後の発展のためにも、国との連携は不可欠であります。そのような意味では、本市の市長も平成21年から3期6年間、本協議会の会長を務め、国としっかり連携できるパイプをつくっており、本市の産業振興、地元企業の発展にとって大きな効果があったと考えております。

以上です。

○山崎委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。産業にとっては大竹港がかなり役立っているというふうに分かったんですけどね。中には、活動方針の中に瀬戸内海の景観、歴史、文化、食、町並み、インバウンド観光時代における瀬戸内の魅力発信とかですね、いろいろ細かく分かれて、いろいろ大竹市の観光にもつながるようなことも書かれておりました。

例えば、令和5年春予定でしたかね。開館する予定の美術館、民間の力で晴海地区が大きく変わりますよね。晴海沖を整備して、瀬戸内や日本中から海の路を利用して、大竹市に立ち寄れる港を造るなど、できないものかと思っております。また、大竹市の港から今度は船を出して、晴海公園など美術館を利用している方が大竹市の港から海の路を利用して、宮島と各瀬戸内の観光地に行けたらいいのではないかなと今考えております。いつも言っておりますけども、大竹市は2号線沿いにインターチェンジがあり、数年後には岩国・大竹道路ができますよね。この間説明がございました小方に新駅も計画中と。陸の道はどんどん計画が進んでいますのに、海の路というか全く計画がないのかなと。もちろん、観光に関してですけども。ぜひ検討していただきたいと思うんですが。お考えをお聞かせください。

○山崎委員長 企画財政課長。

○三井企画財政課長 貴重な御意見ありがとうございます。

小方まちづくり基本構想の中に計画されております宮島航路等も深まっておりますので、そういった意見を今後の参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○山崎委員長 藤川委員。

○藤川委員 すみません、返事に困る質問して申し訳ありませんでした。でも、本当せっかく民間の力で世界的に有名な美術館が来ると聞いております。利用という言葉は悪いかもしれませんが、ぜひお互いが協働して大竹市を盛り上げてほしいと考えております。この質問は以上にしておきます。

93ページの今度は防犯カメラについてです。

令和3年度は4カ所の設置していただいております。ありがとうございます。

この4カ所の設置場所、警察との連携で決められているのでしょうか。

続けて質問させてください。

防犯カメラの設置の効果と、警察に情報提供して検挙できた例があるのでしょうか。お願いします。

○山崎委員長 神代自治振興課長。

○神代自治振興課長 お願いします。防犯カメラは、警察や防犯団体の意見や要望を踏まえ、個人のプライバシーを侵害することのないように配慮し、設置場所を選定しております。

防犯カメラの効果ですけれども、潜在的に犯行を思いとどまらせ、犯罪の抑止効果をもたらすことができます。また、犯罪に対する地域の不安を緩和し、安心感を与えることができます。さらに事件発生時には、録画した映像を利用して犯人を特定するなど、事件の早期解決への貢献が期待できるかと思えます。警察には、防犯カメラのデータの閲覧や複製データの提供の申請が書面であり、内容に問題がなければ承諾をしております。その数ですけれども、令和3年度は22件、令和4年度は9月末までが13件となっており、主には道路交通法違反や窃盗事件です。なお、事件捜査の結果については警察の捜査資料となりますので、本市では把握しておりません。

以上です。

○山崎委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。車の違反だけでも22件、13件と役立っていることが分かりました。今聞いてますと、防犯カメラの設置だけでも防犯に役立っているのかなと思って聞いてたんですけどもね。令和4年度には予算がついてなかったと思うんですが、今後の設定予定、分かりましたら教えてください。

○山崎委員長 神代自治振興課長。

○神代自治振興課長 現在、本市で設置している防犯カメラは26カ所29台あり、直近では藤川委員がおっしゃったように令和3年度にも設置しております。

今後についてですけれども、まちの形態や人の流れの変化、犯罪発生状況などを考慮し、関係機関や地域からの要望も踏まえ、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。令和4年度に予算がついてなかったのですが、この事業終わりなのかなと思ったんですけど、また検討していくということでもいいんですね。

あと、もう1つお尋ねさせてください。先日、友人からちょっと情報が入ったんですが、本市で民間の防犯カメラのデータを警察に渡して検挙ができたという例を聞きました。安心安全なまちづくりのために、防犯カメラの設置に助成してみてもどうかと思うんですね。民間の協力を得ることを助成してですね、民間の協力を得ることをお願いしたいと思っております。ぜひ、この助成についてのお考えをお聞かせください。

○山崎委員長 神代自治振興課長。

○神代自治振興課長 そうですね。藤川委員から今回補助に対する御質問をいただきましたので、そういった制度がある自治体などの要綱などもちょっと見てみたんですけども、やはり仮に補助するとすると、駅、公園、路上などの公共空間を撮影する防犯カメラが対象になっている場合が多いようです。ですので、仮に補助があるのを想定すれば、自治会などの住民組織が対象になるのではないかなというふうに思います。ですので、藤川委員の言われたのがそういうのではなくて、民有地などを映したカメラでも補助を考えていいのではないかというような内容だったのではないかと思うんですけども、今のところは、そのような要望にお応えするのは、現時点では難しいかなというふうに考えております。

以上です。

○山崎委員長 藤川委員。

○藤川委員 すみません、最後ちょっと聞き取りにくかったんですけども。私が今言わせていただいたのは玄関先等など、自分の前に設置してある防犯カメラなんですけど。私の家にもついています。友人の家にも玄関先ついています。また、そのまた友人にも玄関先ついています。たまたま、犯人という言葉が正しいかどうか分かりませんが、逃げたルートがたまたま私の友人の家の玄関先を通ったので警察との連携で逮捕ができた。市民の玄関先の防犯カメラ、そういう例がありましたので、玄関先につける防犯カメラの設置についてできれば補助をしていただければと思うんですが。もう一度再度お聞かせください。

○山崎委員長 市民生活部長。

○中村市民生活部長 防犯カメラを設置する目的ですよ。それが公共の福祉に合致するかどうかという話になるかと思えます。自分の家を守るためにやったものについて、それがいいのかどうかというような話になろうかと思うんですよ。ですから、やっぱりある程度、公共的な団体が設置するような防犯カメラとかはあり得るんですけども、個人にそれをそのまま適用するのかわというのは、ちょっと議論をする必要があるのかなというふうに思っております。今、単純に考えればちょっとそれだけでは難しいかなと思えます。

以上です。

○山崎委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。よく分かりました。

まあでも今後、大竹市と警察と市民の連携というのは必ずやっていくようになると思

ますので、まだ今すぐとは言いません。どこかの隅のほうにもちょっと今のことを置いてもらったらいいかと思えます。

以上になります。ありがとうございました。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 ないようでございますので、以上で、1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

小田上委員。

○小田上委員 では、通告しています住民票のコンビニ交付です。ざっくりこの98ページの約3,300万円ですね。これがイニシャルコストで、ほかに保守委託料とか、事務委託料とか、システム利用料とかっていうのが、ランニングコストなのかなと思うんですけど。まず、そこをお聞かせください。

○山崎委員長 富田戸籍住民係長。

○富田市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長 それでは、小田上委員の御質問にお答えさせていただきます。

コンビニ交付のランニングコストなんですけれども、ちょっとその部分だけ先に御説明させていただきますと、コンビニ交付の実施には当然いろいろ費用がかかっておりまして、まずは、コンビニ交付システムの利用料、それから、保守料に関するもの、それが大体455万円。それから、コンビニ事業者への手数料がかかっております。それが大体令和4年度の予算では約60万円。それから、システムを運営する地方公共団体情報システム機構というのがあるんですけれども、そちらが運営しておりますので、そちらに対する運営負担金ということで約222万円。そういったものがかかっているため、毎年一定のこういったランニングコストはかかっているところでございます。令和4年度でいいますと、約740万円を計上しているところでございます。

予算書のほうに載っております費用等につきましては、それらの経費と合わせて、令和3年度末からのスタートとなっておりますので、その辺で機器の変更等の手数料とかにかかると費用等がかかっているものが上がっているところです。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 ざっくり800万円いかないぐらい。まあ700万円ぐらいか。700万円ちょっとが毎年かかりますというところで、3,300万円これ一般財源でコンビニ交付できるようにしていただいたと。実際に利用した方に、何人か話を聞きましたけど、市外で取れるのは非常に助かると。マイナンバーカードを持ってればの話ですけど。非常に助かるという声は聞きましたんで、よかったなと思うんですけど。以前もどこかで言いましたが、ランニングコストがかかる。この一般質問でもやってほしいということをおいて何なんですけど、740万円ランニングコストがかかると。プラス、発行されれば発行されるほど発行手数料もコンビニのほうに払わないといけない。なので、職員でいうとこれ何人分です

かね。もう3人くらいいけるんじゃないかなと思うくらい的人数なんですけど、そのくらいの仕事をしてくれてる感がありますかね。窓口の業務の変化をあわせて教えてください。

○山崎委員長 富田戸籍住民係長。

○富田市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長 御質問ありがとうございます。

コンビニ交付を導入することで、人件費等の負担が何らか減ったのではないかというような、そういったメリットが何かないのかということかと思うんですけれども。コスト比較といたしましてなんですけれども、そもそもコンビニ交付における証明交付に必要な情報というのはもともとあります。窓口業務にも使用している戸籍システムや住民基本台帳のシステムから情報は取って提供しているというものになります。また、実際の窓口業務というものが、証明書発行だけにかかわらず、転出・転入とか転居といった住民移動のお手続、それから、戸籍の届け出、それから、印鑑登録やパスポートとかさまざまな種類のお手続、それから、そういった業務もあわせて行っているところです。そういった中で、窓口業務のうち証明書の発行業務だけちょっと抜き出してコスト比較というのが、なかなかちょっと難しいところでございます。

また、このコンビニ交付の導入というものにつきましては、証明書交付にかかるコスト削減が主な目的というものではなくて、窓口よりも証明書の取得できる、先ほど委員もおっしゃられましたとおり、時間が長くなったり、こういった市内でなくても市外だとか職場近くといったところで、コンビニで証明書が取得できるといったようなことなど、市民の利便性を高めること、これができるということと、当時その導入のとき、まあ今も続いておりますけれども、あわせて新型コロナの感染予防といったところも加えまして、窓口での混雑を避けることができるというふうに考えて導入したものということになっておりますので、ちょっとコストを最優先ということではないということを御理解いただけたらと思います。

あわせて、窓口業務の作業のほうの変化ということでございますけれども、数値的なことを申し上げますと、この3月からコンビニ交付がスタートしておりまして、現在、約7カ月が経過しております。利用件数のほうは増えてきておりまして、9月末までに809件の証明書交付がございまして、月平均でいいますと、115件程度利用があるといったところでございます。

こういったコンビニ交付の実施については、現在の先ほども申し上げましたがいろいろな業務のある中で、窓口の作業工程に変化を与えるものではないんですけれども、そういったところで特段変化はないんですが、今申し上げました実質毎月平均で115件分の交付にかかる窓口での事務の負担のほうが軽減されているといったところになるかとは思いますが。

また、あわせて申し上げますと、そのコンビニ交付の導入に伴って、栄公民館で証明書の交付をしておりました栄サービスコーナー、こちらのほうを令和4年2月末で終了しております。また、毎週木曜日午後7時までということで、延長窓口のほうをしておったんですけれども、これも令和3年度末で終了しております。こういった部分で事務量とか時間外勤務のほうが縮減できているのではないかというふうに考えております。

今後、マイナンバーカードの普及が進んで、さらに同時に市民の利便性がさらに高まるということで、コンビニ交付の利用増加とか、その他さまざまなほかの行政手続のほうの簡略が進んでいくことになっていくと思われまますので、将来的には、市の窓口体制が縮減できるといった形で、コストの削減が図れていくのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

途中まですごく分かったしすごくありがたいなと思うんですね。コストと見合う分の費用対効果というのを毎回市役所でよく聞くところで費用対効果とはちょっと外れたところの発想をしていただいて、市民の利便性が上がっているというところは、すごくいいなと思って。ただ、最後の窓口業務の負担が減るのはいいんですけど、人件費が削減できるみたいな考え方はしてほしくないなと思うんですね。今まで割いてた時間を機械とかそういうものにお任せする代わりに、特に戸籍住民係とかって、市民の方、僕、市役所に御案内する方、9割ぐらい戸籍のほうなんですよね。ぱっと見て「マイナンバーカード。あ、2階です」と案内することが多いので。なので、やっぱり人と触れ合う機会ってすごく多い場所だと思うので、違う新しい業務というのも考えられるのかなと思うので、人を減らすとかいうところに安易に行ってほしくないなとは思いますが。その分のコストをかけてるということで、一番大変なのは次にあるマイナンバーカードかなと思うんですけど、これ申し込みが大竹市の場合には写真を撮ってくれるというサービスがある分、窓口に来られる方が多いんじゃないかなと思うんですね。写真とってくれるのって市役所だけだったですっけ。支所とかでやってないんですかね。その確認と、ウェブ申し込みをすれば受け取りのときだけの本人確認で済むと思うんですけど、そのあたりちょっと内容を教えてください。

○山崎委員長 富田戸籍住民係長。

○富田市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長 ありがとうございます。

市役所での申請時にお写真をお撮りして、申請のお手伝いする手続のほうなんですけれども、写真撮影につきましては、本庁と大竹支所のほうでも行っておりますので、今の2カ所で、市役所の場合はお手続できますよという御案内のほうさせていただいております。

それから、オンライン等で申請をされた際の受け取りの際のお手続についてなんですけれども、こちらのほうは、御本人が窓口に来庁されまして、御本人確認できるもので本人確認をしっかりとさせていただき、それと当時お配りしていた通知カード等の返納が必要にはなってくるんですけれども、手続的にはそれができればお渡しすることができるようになっております。

以上です。

○山崎委員長 小田上委員。

○小田上委員 窓口で受け付けをされる方とウェブで申し込みをされる方の割合というのが

ちょっと知りたかったなと思ったんですけど、分からなければ肌感覚も分からないか。窓口に来られる方が多ければその分、写真を撮るサービスというのがすごくいいサービスだっていうことになりまして、ウェブでの申し込みがあればその分対応する回数も減らせるということで両方いいと思うので、しっかりPRしていただいて、この9月定例会でも先輩議員がマイナンバーカード一般質問されて、そこら辺の数字はわかりますので、大変だと思いますけど、今後も活用方法を含めて頑張っていたらと思います。

終わります。

○山崎委員長 ただいま2回目の質疑を行っております。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

藤川委員。

○藤川委員 すみません、通告書を出してないんですが1点ほどお聞かせください。

決算書90ページになります。住居表示整備費です。関連になると思うんですがちょっと聞かせていただきたいんですが。市民から問い合わせがありました。何丁目何番何号、同じ住所に数軒あると。その方は困られてるというより、ほかの方が困らる方がおるんじゃないかねという感じで聞いてきたのですが、市のほうにそういう困られた方の相談とかはございますでしょうか。

○山崎委員長 どうぞ。

○富田市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長 戸籍住民係長の富田です。御質問ありがとうございます。

住居表示に際して、番号が重複するという部分での御相談ということでよろしかったでしょうか。住居表示の制度の実施上、番号が重複ということは、まああることでございます。それに関して、例えば、なぜ一緒なのかとか違う番号にできないのかとかいったような御相談、年に数件ほどはあるというふうに把握しております。

以上です。

○山崎委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。

数件ですがちょっと相談というか市のほうにもあると。ちょっと私言葉が分からないので違ったら言ってください。

枝番という言葉があるんですかね。何番何号のその枝番の数字のなりですかね。ああいうのは本市のほうではお考えはあるんでしょうか。

○山崎委員長 富田戸籍住民係長。

○富田市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長 枝番についてですが、現在、大竹市のほうでは枝番を使った表示のほうはしておりません。例えば、1番1の1号みたいな感じでいうことは、ちょっと本市のほうではその住居表示の実施の中ではしていないところではあるん

ですけれども、ちょっとそういった御相談というのは来ておるところでございます。実際に誤配布があったとかというような話も聞いておりますので、ちょっとそういった辺りの改善を含めて、検討していかなければならないなという形で今考えているところではございます。

以上です。

○山崎委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。考えていっていただける御答弁でありましたので、やめときます。ありがとうございます。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 通告をしておりましたので1点ほどお願いします。

まず、主要事業報告書の中でいえば29ページ、新型コロナウイルス感染拡大対策の取組というところでございます。決算書でいえば88ページの公共施設洗面台自動水洗化工事の212万1,900円のことでございます。これは事業の目的としたら、これにありますように新型コロナウイルスの感染症拡大対策の取組で、いわゆる自動水栓に変えていったということでございます。中身はここへ書いてありますけれども、斎場と図書館ということみたいでございまして。ほかに公共施設の水栓で自動水栓になってないところはほとんどじゃないかと思うんですけれども、そのあたり今回この210万円余りで行った事業の効果といいますか、評価はどのようにされておるのかというのと、水洗の数でいったら何カ所更新をされたのかというのを、まずそこあたりをお聞きしたいんですが。よろしくお願いします。

○山崎委員長 どうぞ。

○中野財政係長 失礼します。企画財政課財政係長の中野でございます。

このたびの事業ですが、新型コロナウイルス感染症対策として、総務費で予算化しましたので、企画財政課のほうでお答えさせていただきます。

先ほどおっしゃいましたように、今回、目的としては新型コロナウイルスの感染症対応ということで事業化しております。昨年11月の臨時会で予算化した事業となっております。財源としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として実施しております。

まず、工事の実施場所ですが、実施場所で件数ですけれども、斎場及び図書館の主にトイレの洗面台で、斎場が8台、それから、図書館が13台の計21台を改修しております。

今回この事業、施設の選定を行うに当たっては、2つ考え方がありまして、1点目は、コロナの影響もありまして、当時、自動水洗化部材の納入が非常に困難な状況であったことから、3月末までに事業完了させるためには、20台程度しか自動水洗化ができない状況であったというのが1点あります。もう1つは、その20台を自動水洗化する施設の選定として、市民の利用ができるだけ多い施設、そして、今後、大規模改修とか建て替えの計画が直近で予定されてない施設ということで、この2つの施設を選定させていただいております。水道設備の法定耐用年数が15年ということですので、直近で改修とかがあれば補助金を返還する必要も出てまいりますので、この2つの施設を選ばせていただいております。

その他の施設につきましては、おっしゃられますように、されてないところはたくさんあります。今後、大規模改修とか建て替えを実施する施設の洗面台については、必要な箇所は自動水洗機の設置を検討していくようになるかと考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 ありがとうございます。

11月の補正で組むときの状況で、材料の入手は難しいということもあったりして、数もこういう制限をしたんだらうと思いますけども。今、返事いただいたように、ほとんどの数がまだこの自動水栓化になっておりませんし、目的でいう、そのコロナウイルスの感染対策ということでいけば、全水栓を変えていくというのが好ましいんであろうというふうに思いますけども。全体でどれぐらいの量があつて、さっき説明ありました、全部が補助事業というわけにいきませんけども、全体の計画というものをつくって、計画的に水洗を改良していくというようなことは、今から必要ではないかと思うんですけども。そのあたり、当然、公共施設ですから、全ての公共施設ということであれば学校施設も含めて、公民館であるとか、保育所であるとかそういったものも含めて、全体でどれぐらいの数が今あつて、それを自動水洗化するためにはどれぐらいかかるんだというような全体の改良計画、更新計画みたいなものが必要かと思うんですけども。そういうのをつくる必要性について感じておられますか。

○山崎委員長 三井企画財政課長。

○三井企画財政課長 昨年の11月の臨時会のときにも、一応、各施設の状況というのは調査させていただきました。先ほど、財政係長のほうも言いましたが、これから公民館、例えば市民会館であるとか、玖波公民館であるとか、老朽化施設を建て替える、そうすると必然的に自動水洗化というふうになろうかと思えます。その状況で整備をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○山崎委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 ありがとうございます。もちろん、更新計画ある部分については、当然、その更新の中でやっていくという計画をつくらないといけないと思いますけども、その更新計画のない施設について、どうするかということを今尋ねとるわけでございます。

例えば、市役所の施設ですね。この水洗。ここは耐震補強をしましたので、ちょっともう15年先に全部やり替えるということのお考えはないでしょうか。そうすると、市役所の中では自動水栓はできないと、しないという考えなのか。いやいやそんなこと全体的に計画をつくって、順次やっていかないといけないという認識なのか。そこを尋ねているんです。自動水洗化は必要なのかどうかと。コロナ対策において必要ないのか必要なのか。このように聞かれたら必要というふうに答えるしかないと思うんですが。必要なら、どういう計画をいつまでにつくろうとするのかしないのか。そのあたりの考えをお願いしたいと思います。

○山崎委員長 杉山総務係長。

○杉山総務課主幹兼総務係長 本庁舎の耐震の際にあるお声がありまして、ちょっと検討したことがあります。というのは、ちょっと力の弱い方がどうしても蛇口が閉めれないというところで。予算が少ない中で一、二階を全部レバー式に変えてしまったというところがありまして。本庁舎におきましては、先にレバー式を導入いたしましたので、自動水洗というのはちょっと後回しになってしまうのかなというふうには思っております。1カ所が10万円程度する物でございますので。なかなか本庁舎を全部やりますと300万円ぐらいの金額になります。レバー式でありますと、その4分の1ぐらいの金額でできます。コロナ対策ということでいえば、自動水洗化というのは有効だと思うんですが、ほかの面で見ますと、安価にできる方法もちょっとあるのではないかなというふうには思っております。

以上です。

○山崎委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 今、本庁舎の話だけしか伺えなかったんですが、ほかの施設はどうでしょうか。

○山崎委員長 三井企画財政課長。

○三井企画財政課長 ほかの施設はどうかというところでございます。結論的には、全体の財政状況を見極めながら、優先順位を決めつつ検討させていただきたいという思いがございます。

以上です。

○山崎委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 そのためには、やはり先ほど申しましたように全体の計画、全部で何カ所あるのかということ。それと、いわゆる耐用年数はどれぐらいあるのかというような計画をつくっていただいて、それから、計画的に解消していくということが必要かと思うんですが、その計画をつくる気持ちはありますか。

○山崎委員長 総務部長。

○佐伯総務部長 そうですね。計画をつくるというちょっと今は明言はできないんですが、やはり相当の数にもなると思いますし、先ほど企画財政課長も申しましたように、こういった事業が優先されるのかといったところを考えていけないといけないと思いますので、まずはちょっと数を当時把握はしておりますけれども、どのぐらいの数があるのかというのを改めて確認しながら、先ほど1基当たり幾らかかるのか、そういった費用の比較等もしながら、その計画が必要なのかも含めて、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山崎委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 ぜひともコロナ対策ということでございますから、現にもう斎場と図書館は必要だからやったわけなんで、ほかは今から必要かどうかも含めて検討するというのではなく、検討をしてもらおうようお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

和田委員。

○和田委員 これは質問ではございません。一言お礼を言いたいです。

これはね、集会所、庭石等撤去作業、これを昨年本町集会所なんです、戦後あそこの集会所は料亭として使われておりました。立派な庭があったんですが、このたび、大小さまざまな庭石と樹木を撤去していただきまして、今、更地になってます。大変広く使い勝手がよい集会所になりました。大変お世話になりました。ありがとうございました。

終わります。

○山崎委員長 それでは、以上で、3回目の質疑を終結いたします。

第2款総務費の質疑を終結いたします。

説明員の交代がありますので、暫時休憩いたします。再開は15時30分、第5款労働費から入ります。

15時17分 休憩

15時30分 再開

○山崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第5款労働費の質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 以上で、1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 以上で、2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 以上で、第5款労働費の質疑を終結いたします。

日程によりますと、これからは12日の予定になっておりますが、執行部の皆さんにお伺いします。引き続き進行させていただいてよろしいでしょうか。

副市長。

○太田副市長 説明員の交代だけお願いしたいと思います。

○山崎委員長 ありがとうございます。

それでは続行させていただくことにしまして、説明員の交代がありますので、暫時休憩をいたします。説明員がそろい次第、再開をいたします。第7款商工費から入ります。

15時31分 休憩

15時31分 再開

○山崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、第7款商工費の質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

末広委員。

○末広委員 よろしくお願ひします。

決算書155ページ、主要事業報告書が32ページです。中小企業経営安定支援事業について、お伺ひいたします。通告に出させていたただいてるんですが、これコロナの対策の支援ということでここには書いてはいるんですけども、多少落ち着き始めて、今後こういった中小企業に対する支援事業はどうなるのか、ちょっと方針を教えていただければと思います。お願ひします。

○山崎委員長 丸茂商工振興係長。

○丸茂産業振興課課長補佐兼商工振興係長 商工振興費のうちコロナ禍での支援事業は、国の地方創生臨時交付金や国の補助金という財源を充てて実施しておりますので、クーポン券発行事業や飲食店への支援などは、基本的には財源がなければ継続することはありません。ただ、コロナ禍で大竹商工会議所と連携して始めた相談員派遣事業は、市単独の予算で事業を継続していきます。そのほか、中小企業人材育成事業や今年度から始めた地域経済活性化事業補助金などは今後も継続していく予定です。

以上です。

○山崎委員長 末広委員。

○末広委員 ありがとうございます。

いくつか続くということで安心したんですけども、この半年でまた大きく状況が変わってます。コロナではなく世界情勢のほうで、物価高なり材料費高なりいろんな事情が絡まって、正直、今年の業績にかなり影響してくるだろうと考えてます。

そんな中で、大竹市にとっては非常にありがたいことに、このコロナもそうなんですけども、大きく影響が出るような話は今のところは聞いてはないんですが、材料の値上がり等はいろいろ聞くんですけども、銀行にいろいろ聞いたりするんですけども、余り切羽詰まってるような企業は、大竹市においては少ないというふうにお聞きはしてます。ただ、正直この世界情勢下どうなるか分からないというところもありますし、余裕があるところで、できれば、まあ逆になんですけども、余裕があるところでなかなか新しい産業が生まれにくいという事情もあると思います。その中で、この相談員派遣事業もそうなんですけども、今の産業に甘えるといいますか、別の稼ぐ方法も考えたほうがいいんじゃないかなと思って、そこら辺のそういった支援事業を商工会議所と一緒に、新しい産業が生まれるような支援をしていただければと思っております。そういったところで、例えばそれ以外で新しい支援事業なんかは、計画とまでは言いませんけど考えたりしてますでしょうか。お願ひいたします。

○山崎委員長 前田産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 それでは、御質問にお答えします。

今、コロナ禍での支援事業以外に、今後の支援事業ということでございますけども。現段階ですぐに何か効果のあるような支援事業というものはないんですけども、本市としても、議員の皆さんや商工会議所、中小事業者の皆さんの声を聞きながら、何が必要で何が

効果的な支援なのかも考えて、市としてできる支援を今後、財源も含めて考えていければと思っております。

また、そういった計画はないのかと、計画を考えないのかということでございますけども、現状ではそういった計画もございませんが要望等を聞きながら、こういったことをしていくかは商工会議所とも連携をしながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○山崎委員長 末広委員。

○末広委員 ありがとうございます。今後の計画については分かりました。

ちょっと通告書のほうに書かせていただいたんですけども、ちょっと私もいろいろ調べながら、ここで聞くのが正直適当かどうかというのがちょっと何とも言えないんですけども。今、インボイス制度がかなり周知に困ってるような状況で、市のほうにも6月に総務省からお達しはあったと思うんですけども、それはまた別の話ではあるんですが、広報のほうで、廿日市税務署のほうに誘導はしていただいているんですけども、なかなか自分がこの制度の対象かどうか多分分からないような状況で、これ税務署に自分から行くかっていったらなかなか難しい状況で、ここをどういうふうに捉えられてるかなというところをちょっと教えていただければと思います。

○山崎委員長 前田産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 インボイスについての御質問だと思います。

先ほど、委員もおっしゃいましたように、税務署の説明会・講習会みたいなものを広報で皆さんのほうに周知させていただいておる状況ですけども。また、商工会議所のほうでも、インボイスに関わる講座などを用意をして、中小事業者の方に教えていただいております。特に、市として何か用意するというのはございませんが、そういったものを活用していただければと思っております。

以上です。

○山崎委員長 末広委員。

○末広委員 ありがとうございます。

これ多分来年相当混乱するだろうなと思います。そういうときに問い合わせがいろんなところに来るだろうなと思いますので、そういったところを頭に入れておいていただければなと思います。

以上で終わります。

○山崎委員長 他に質疑はありませんか。

小中委員。

○小中委員 主要事業報告書の5ページで、決算書153ページから154ページの消費生活相談事業についてお伺いしたいと思います。

令和元年度から令和2年度、令和3年度と、相談件数そのものは年々減っているんですが、これはこれに合わせて被害額の減少などはどうなのかと。相談事業のこの相談件数そのものが減ってることイコール、相談事業の成果と受け取っていいのかという点と。

もう一点、ちょっとこれ通告してなかったんですけど、啓発活動の中に小方中学校、玖波

中学校の出前講座というのがありますよね。これも消費者教育の一環として行われているのだと思いますが、中学生の反応というか反響というか、そういうものが分かれば教えてください。

○山崎委員長 丸茂商工振興係長。

○丸茂産業振興課課長補佐兼商工振興係長 消費生活相談事業の相談件数の減少についてです。主要事業報告書にありますように、相談内容で架空請求や訪問販売、電話勧誘などはさまざまところで啓発され、目にしたり聞いたりする機会が多くなっており、相談件数が少なくなっているのではないかと考えております。ただ、相談件数が少なくなっていることが、効果があると評価するのは少し難しいと思います。この事業については、市民の皆様にとって相談できる場所があるという安心感を持ってもらうことも事業の効果だと考えておりますので、今後も普及・啓発を継続していきます。また、実際に消費者の方が疑問や不安に思った場合は1人で悩まず、市や県の消費生活相談窓口にご相談いただければと思います。

また、小方中学校、玖波中学校への出前講座につきましては、毎年中学3年生を対象に出前講座をしております。何分、講座のほうにちょっと参加してないもので、ちょっと生徒の評価のほうは今回ちょっと存じ上げておりません。申し訳ありません。

以上です。

○山崎委員長 小中委員よろしいでしょうか。

小中委員。

○小中委員 おおむね了解しました。できるだけ、いろんなマルチ商法をはじめ、そういうものの被害が発生しないように、きっちり相談に応えられるように対応していただければと思います。

質問を終わります。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 以上で、1回目の質疑を終結します。

これより、2回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 以上で、2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 以上で、第7款商工費の質疑を終結いたします。

説明員の交代がございますので、暫時休憩します。再開は15時50分からよろしくお願ひします。

15時43分 休憩

15時44分 再開

○山崎委員長 それでは、説明員の交代ができましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

第6款農林水産業費の質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

藤川委員。

○藤川委員 お願いします。決算書の153ページ、プレジャーボート実態調査業務委託料です。

令和5年から実施、徴収だったと記憶してるんですけども、今の進捗状況と今後の計画をお願いします。

○山崎委員長 土木課長。

○廻本土木課長 土木課長の廻本です。よろしくをお願いします。

藤川委員の御質問に答えます。最初に、これまでの状況を説明させていただきます。

放置艇解消のための基本方針を平成30年3月に広島県が策定し、大竹市も同様に、市管理の玖波漁港、阿多田漁港で取り組んでいます。市管理の漁港につきましては、順調に進んでおりますが、広島県内の港湾及び漁港の一部において、各関係者との協議が難航しており、小型船舶用泊地の指定ができてない港湾と漁港はあります。そのため、広島県が管理する港湾漁港においては、料金徴収が当初令和5年度からを令和7年度からに見直しております。このため、大竹市も料金徴収年度を広島県と同様に見直したいと考えております。

以上が現状の状況です。

○山崎委員長 藤川委員。

○藤川委員 すみません、ありがとうございます。

大竹市は順調に進んでるともう考えていいんですね。ありがとうございます。

以上です。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 以上で、1回目の質疑を終結します。

2回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 以上で、2回目の質疑を終結します。

3回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

網谷副議長。

○網谷副議長 すみません、副委員長とかぶらないように質問させていただきます。

主要事業報告書の中のプレジャーボートの管理を行うという放置等禁止区域及び小型船舶用泊地の測量図面、それから、指定調書を作成したとありますが、この測量図面と指定

調書とはどのようなものなのか。これは現在の測定の図面なのか。これ将来的にプレジャーボートと漁船のすみ分けというんですか。そのほうの方面の測定の指定調書というのですか。ちょっとそこだけでも教えていただきたいと思います。

それから、阿多田漁港と玖波漁港でございますが。阿多田漁港は、放置船と遊漁船がゼロと聞いておるんですが、こちらのほうもやっぱりこういう測定をして、図面を描くようなことになろうということなんですが、放置船がゼロでプレジャーボートもゼロということなのでどういうことなのかと。ちょっと教えてください。

○山崎委員長 土木課長。

○廻本土木課長 令和3年度の業務の内容だと思います。放置艇の解消ということで、いろいろ条件や図面の作成が要ります。実際に、令和3年度の例えば玖波漁港の中の放置艇禁止区域。要は、禁止される区域のエリアを測定で図面化をさせていただいてます。それと、小型船舶用泊地。要は、プレジャーボートの泊める位置を指定する泊地の図面を作成させていただいてます。あくまでも、今回の放置艇の解消というのは大竹市の場合、漁港区域になりますが、その中でのプレジャーボートと漁船等のすみ分けをするという形で、あくまでも陸であれば駐車場みたいなものを海の中に指定をするという図面を作成させていただいてますのが業務になります。

もう一点の阿多田漁港についてです。前回、いろいろ条例改正等にもあったんですが、阿多田島にはプレジャーボートの船が今ゼロということで私どもも把握してますが、将来においてもゼロのままでないと思っておりますので、この玖波漁港と阿多田漁港の今の図面を作成すると同時に、同じような形のすみ分けをする図面を作成してあります。

以上です。

○山崎委員長 網谷副議長。

○網谷副議長 今、測定図面を作成したところありますがね。この測定図面は拝見させていただけるんですかね。どうなんですかね。

○山崎委員長 土木課長。

○廻本土木課長 今の網谷副議長の、これはあくまでも禁止区域と小型船舶用泊地の分の告示行為になってます。市の中での告示をして、ホームページにちょっと出しとったと思うんですが、あとは告示をしていますので公表することはできます。

以上です。

○山崎委員長 網谷副議長。

○網谷副議長 告示はできるということなので安心しております。ということは、今すみ分けという言葉がでたんですが、行政のほうでそういうすみ分けのね仲介というんですか、そういうことはできることとして解釈してよろしいんですかね。

○山崎委員長 土木課長。

○廻本土木課長 放置艇の解消のための漁船とプレジャーボートのすみ分けなんですが、あくまでも現状でプレジャーボートが泊まるとる位置等で、そこでそのまま動かさないような形のすみ分けを今検討して、あくまでもその漁業関係者との協議の中で、そこでの承諾書をいただいて問題ないということで、一応そこですみ分けをさせていただいておるとい

うことです。行政のほうでここにしなさいということではなく、関係機関との協議の上ですみ分けをさせていただいています。

以上です。

○山崎委員長 網谷副議長。

○網谷副議長 でしょうね。ちょっと先ほどの課長の説明で安心したんですがね。やはりそれだけの権限というんですか、すみ分けをするというのは大変難しい問題であろうと思います。

ただ、徴収の今のお話が先ほど出ましたが、もちろん使用料の料金徴収は大事ではございますが、やっぱり事業者にとってはそれ以上にすみ分けがすごく大事なのでございます。というのも、玖波の漁港でもう何年も、まあ何十年と言っているんですかね、前から、漁業者の船、漁船がプレジャーボートに追いやられるというんですか。プレジャーボートが余りにも多いのでね。もう、あちらのほうで権利が強くなったと言ったらおかしいですが、大変難しい問題が出とるんですよ。現在でも、利用者のほうには台風なんかのときには厳しい状況のところ泊めとるんですよ。それがこんな改修をすると言いましても、なかなか難しくねこれが。行政のほうで、今の具体的にいえば、外側に新しい港ができてますよね。風の向きによったら、全然効果のない泊地、泊まるところになつとるんですよ。今、先ほど課長が仲介しましたというようなことを言われたんで、これを何とか、利用者のほうではしてもらいたいという要望が出とるんですが、プレジャーボートのほうは一番安全な場所を全部占めとりますんでね。大変難しいところで、要望というよりかはお願いになるんですが、その辺のところよろしくお願ひいたします。

それから、使用料徴収開始を2025年度とありますよね。新聞報道でも。2025年度までに整備をするとなつとるんですが、2025年度ということは2026年3月までということですよ。まだ整理ができてないものを徴収できるんですかね。どうなんですかね。そこをお願いします。

○山崎委員長 土木課長。

○廻本土木課長 徴収の時期についてですが、先ほどの藤川委員さんと同じ答えになるんですが、県のほうの条例のほうで、徴収時期が令和7年度という形の見直しを行ってます。もともと県内全域一斉にということで、市のほうも条例改正させていただいて、令和5年という形で今進めておるところですが、今後ちょっと県のほうと同様に、徴収の時期をちょっと見直していきたいと考えてます。ですから、今後、約2年の間は、今までの分のプレジャーボートや申請などの手続をただけで、徴収は見送りという形になると思いますが、そういう状況で県とすり合わせをしながら進めていきたいと思ってます。

以上です。

○山崎委員長 網谷副議長。

○網谷副議長 ありがとうございます。

ということは、2025年度から徴収開始とありますが、これはまだ確定ではないということ。

○山崎委員長 土木課長。

○廻本土木課長 なかなか難しいんですが、これについては漁港の管理条例が策定されていますので、その改正をしないとその次が進むことができませんので、今後、その改正に向けて準備させていただきたいと思っております。

以上です。

○山崎委員長 網谷副議長。

○網谷副議長 すみません、小出しをして。

それから、もう一点、これ広島県独自というふうになつてくるんですがね。車の車庫証明みたいなものをこのプレジャーボート、もちろん漁船も入ると思いますが、漁船は入らんのかどうか分かりませんが、これ車庫証明のようなものを今度義務づけるということになつてくるんですが。これは今までの予定でしたら、2021年度ですから、もう去年から始まつてくるようなんですがね。これも、3年延ばすということなんで、2024年度からということとで解釈してよろしいんですかね。

○山崎委員長 土木課長。

○廻本土木課長 なかなかその手続、今回、プレジャーボートの案件については、初めてやるもので手探りでやっていますが、実際に今の条例で定めていますので、船を泊める方については令和4年度4月1日までに申請書を出してもらおうと。その後、許可書を与えると。ただし、今は徴収はしないという形になると思います。ですから、あくまでもプレジャーボートを泊める方については、申請書を出していただいて、それに対して許可を与えるという、ただその事務は発生します。

以上です。

○山崎委員長 網谷副議長。

○網谷副議長 ありがとうございます。まあ、いろいろまだ3年先ということなので、流動的などころが若干あるということとでよろしいですね。新聞報道での確定したというのは意味合いが取れるところもございますので、どちらにしましても港の中の泊めるところの一番お願いしたいところは、すみ分けに対して、若干の行政としての意見をいただきまして、漁協に任せるといふ言い方もありましたが、なかなか本人同士ということになりますと難しいところがございますのでね。その辺のところも要望ではございますが、お手伝いしていただけたらと思います。

終わります。ありがとうございました。

○山崎委員長 土木課長。

○廻本土木課長 ちょっと補足ですみません。

基本的に条例等で決まっていますので、流動的にその物事や手続が動くことはありません。あと、今のすみ分けで、玖波漁港のほうになります。細かい話もいろいろさせていただいてから調整させていただいてますので、今後もそのように進めていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○山崎委員長 3回目の質疑を行っております。

他に質疑はございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 すみません、端的に行きたいと思います。

149ページ、マロンの里費の中で備品購入費で自動車を買われております。予算執行です。令和3年に予算執行しつかりされてると思うんですけど、これはJAからも幾らか支払ってもらってるんですかね。

○山崎委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 自動車についてでございますが、こちらは市の指定管理として行う業務の車ということで、市のほうで購入させていただいて、運営です。保険とかそちらのほうはJAのほうで指定管理料の部分から出しているという状況になります。購入に関しては市のものになります。

以上です。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 では基本的に、もうマロンの里に置いておいて、あそこにおられる従事員の皆さん方も基本的にはJAが雇用されてると思いますので、そちらの方がもう年中自由に使えると思っております。よろしかったですか。

○山崎委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 基本的には、マロンの里の業務の範疇で使っていただけたらと思っております。

以上です。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 以上で、第6款農林水産業費の質疑を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ、12日水曜日に議事を継続したいと思います。

これに議異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

12日水曜日は午前10時から、第8款土木費の質疑から入る予定でございます。

以上で、本日の委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

16時02分 閉会